

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

松 田 修

1. はじめに

イスラム金融はイスラム法であるシャリア (Shariah)¹ に基づいて行われている。イスラム金融は 20 世紀後半から飛躍的に発展している。シャリアでは、禁止行為であるハラム (Haram)² として、「利子であるリバ (Riba)³ の禁止」「投機行為であるマイシル (Maisir) の禁止」「不明瞭な取引であるガラール (Gharar) の禁止」「ギャンブル行為であるキマール (Qimar) の禁止」が定められ、シャリアに従ってイスラム金融取引が行われている。

今回研究対象としたインドネシアとマレーシアは、東南アジアにおけるイスラム金融の先進国であり、それらの国のイスラム金融取引⁴には、リバを回避した商品取引型の契約である「ムラバハ (Murabaha)」「バイビサマンアジル (Bai Bithaman Ajil)」「イジャラ (Ijarah)」「イステイスナ (Istisna)」、不明瞭な取引を排除した損益分配型の契約である「ムシャラカ (Musharaka)」「ムダラバ (Mudaraba)」、さらに、これらの基本スキームを応用したイスラム債券である「スクーク (Sukuk)」などが存在している。

イスラム金融取引の多くはイスラム銀行によって行われており、欧米諸国や日本の商業銀行とは大きく異なった価値観を持っている。イスラム銀行はシャリアに従って「リバ」「マイシル」「ガラール」「キマール」を排除した銀行で

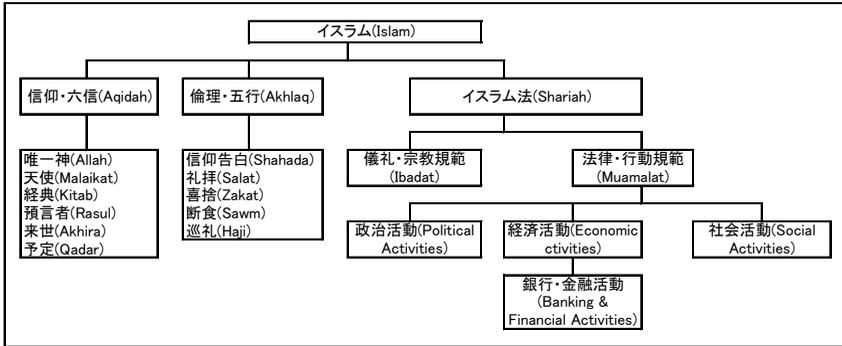
あり、より健全な金融取引をめざしている。本稿では、第2章において、「イスラムにおけるリバ」、第3章において、「イスラム金融の歴史」、第4章において、インドネシアやマレーシアにおける「イスラム金融の会計処理」について検討を行っていく。

2. イスラムにおけるリバ

イスラムとは、アラビア語のサラム (salaam) から派生した言葉であり、「平和」、「平和を達成する道」、「服従」を意味している⁵。また、イスラム教徒をムスリム (Muslim) と呼び、「帰依する者」「教えに従う者」を意味している。イスラムでは、3つの信仰上のガイダンスを示した考え方が存在しており、1つ目はムスリムによる信仰・六信を示した「アキーダ (Aqidah)」、2つ目はムスリムの倫理・五行である「アクラク (Akhlaq)」、3つ目はムスリムが従うべきイスラム法である「シャリア (Syariah)」である⁶。

アキーダは、唯一の神・絶対の神である「アッラー (Allah)」、神と人間の中間的存在の天使である「マラーイカ (malaika)」、クルアーン⁷などの啓典を示した「キダーブ (kitab)」、ムハンマド (Muhammad) などの預言者を示した「ナービー (nabi)」、終末後の日 (世界の終わりと来世) を示した「アーヒラ (akhira)」、一切の事柄があらかじめ定まっている予定・天命を示した「カダル (qadar)」である⁸。アクラクは、信仰告白の「シャハーダ (Shahada)」、礼拝の「サラート (Salat)」、断食の「サウム (Sawm)」、喜捨の「ザカット (Zakat)」、巡礼の「ハッジ (Haj)」である。

特に、シャリアは、もともと「水場に至る道」を意味しており、「アッラーへの道」を表現している。したがって、シャリアはアッラーが示した「人間が行うべき正しい道」を示したイスラム法といえる。シャリアは儀礼・宗教規範の「イバダート (Ibadat)」と法律・行動規範の「ムアマラート (Muamalat)」に区分される。さらに、ムアマラートは政治活動、経済活動、社会活動に区分される。イスラム銀行はムアマラートの経済活動によって規定されている。



(資料) Haron, S. and Shanmugam, B. (2001) Islamic Banking System: Concepts and Applications, Pelanduk, p.69, Figure.4.1. Khir, K. Gupta, L. and Shanmugam, B. (2008) Longman and Islamic Banking: A Practical Perspective, Pearson, p.15.

図 2-1 イスラム銀行制度と宗教 (Banking System and Religion within Islam)

シャリヤの主要な法源は啓典であるクルアーン、預言者の言行であるスンナ (Sunnah)、合意を意味するイジュマー (Ijma)、類推を意味するキヤース (Qiyas) であり、補足的な法源として、イジュティハード (Ijtihad)、イスティサン (Istihsan)、マスラハット (Maslahat)、マルフ (Maruf) がある⁹。

シャリヤでは、ムスリムの日常生活での行為を支配する行動基準として、義務行為であるワジブ (Wajib) またはファルド (Fald)、推奨行為であるマンドゥブ (Mandoob)、許容行為であるムバーハ (Mubaah)、嫌悪行為であるマクルウフ (Makrooh)、禁止行為であるハラム (Haram) の5つに区分している¹⁰。

イスラム金融にとって最も重要なシャリヤの行動基準はハラムである。ハラムは義務行為であるワジブの反対であり、イスラムによって厳格に禁止されている行為である。ハラムにおいて禁止されている行為の1つがリバである¹⁰。リバは、もともとアラビア語で「増加 (al-ziyada)」、「成長 (al-numuw)」、「上昇・高慢 (al-irtifa and al-uluw)」を語源としており、現在では利子を意味している¹¹。

表 2-1 クルアーンにおけるリバ

第 2 章雌牛第 275 節	「リバを食る者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それはかれらが「商売はリバをとるようなものだ。」と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、リバを禁じておられる。それで主から訓戒が下った後、止める者は、過去のことは許されよう。かれのことは、アッラーの御手の中にある。だがその非を繰り返す者は、業火の住人で、かれらは永遠にその中に住むのである。」
第 2 章雌牛第 276 節	「アッラーは、リバへの恩恵を消滅し、施しには恩恵を増加して下される。アッラーは忘恩な罪深い者を愛されない。」
第 2 章雌牛第 277 節	「本当に信仰して善行に励み、礼拝の務めを守り、定め喜捨をなす者は、主の報奨を与えられ、恐れもなく憂いもない。」
第 2 章雌牛第 278 節	「あなたがた信仰する者よ、(真の) 信者ならばアッラーを畏れ、リバの残額を帳消しにしない。」
第 2 章雌牛第 279 節	「もしあなたがたがそれを(放棄)しないならば、アッラーとその使徒から、戦いが宣告されよう。だがあなたがたが悔い改めるならば、あなたがたの元金は収得出来る。人びとを不当に扱わなければ、あなたがたも不当に扱われない。」
第 2 章雌牛第 280 節	「また債務者がもし窮境にあるならば、そのめどをつくまで待て。もしあなたがたが分っているならば、帳消しにして喜捨することがあなたがたのために最もよい。」
第 3 章イムラーン家第 130 節	「あなたがた信仰する者よ、倍にしましても倍にして、リバを食ってはならない。アッラーを畏れなさい。そうすればあなたがたは成功するであろう。」
第 4 章婦人第 32 節	「アッラーがあなたがたのある者に、他よりも多く与えたものを、羨んではならない。男たちは、その稼ぎに応じて分け前があり、女たちにも、その稼ぎに応じて分け前がある。アッラーの御恵みを願え。誠にアッラーは凡てのことをよく知っておられる。」
第 4 章婦人第 161 節	「禁じられていたリバをとり、不正に、人の財産を食ったためである。われはかれらの中の不信心な者のために、痛ましい懲罰を準備している。」
第 30 章ビザンチン第 39 節	「あなたがたが利殖のために、高利で人に貸し与えても、アッラーの許では、何も増えない。だがアッラーの慈顔を求めて喜捨する者には報償が増加される。」

(資料) 井筒俊彦訳 (2009) 『コーラン (上) (中) (下)』岩波書店、藤本勝次他訳(2002) 『コーラン ・ コーラン 』中央公論新社、三田了一訳 (1983) 『聖クルアーン : 日亜対訳注解』日本ムスリム教会。

クルアーンの第 2 章牝牛第 275 節では、リバについて以下の通り述べ、商売を認めているが、リバを禁止している¹³。

「リバを喰らう人々は、復活の日ずっと立ち上がることもできず、せいぜいシャイターンの一撃をくらって倒された者のような情けない立ち上がり方しかしないであろう。それというのも、この人々は『なあに商売も結局はリバをとるようなもの』という考え方でやっている。アッラーは商売をお許しになった、

だがリバ取りは禁じ給もうた。まあ、それまでに儲けた分だけは見逃してもやろうし、ともかくアッラーが悪くはなさるまい。だがまた逆戻りなどするようなら、それこそ地獄の劫火の住人となって、永遠に出してはいただけまいぞ。」

クルアーンの第2章牝牛第276節では、リバによる儲けを禁止している¹⁴。「アッラーは最後の審判の日にはリバの儲けをあとかたもなく消して、施し物にはたくさんリバをつけて返してくださる。アッラーは誰であろうと罪業深い無信仰者はお好みにならぬ。」

クルアーンの第3章イムラーン家第130節では、2倍以上になるようなリバを禁止している¹⁵。

「汝ら、信徒の者、2倍をまた2倍にしたリバを喰らったりしてはならぬぞ。アッラーを畏れまつれ。さすれば汝らもいい目に遇える時が来よう。」

クルアーンの第4章婦人第161節では、ユダヤ教徒によるリバも禁止している¹⁶。

「彼ら（ユダヤ教徒）は、禁を犯してリバを取り、みんなの財産を下らぬことに浪費した。彼らの中の信なき者どもには苦しい天罰を用意しておいたぞ。」

クルアーンの第2章牝牛第278節では、残っているリバの帳消しを求めているが、元金の返済は認めている¹⁷。

「これ、信徒の者、アッラーを恐れかしこめよ。まだとどこおっているリバは帳消しにせよ。汝らが本当の信者であるならば、だがもし汝らがそれがいやだと言うなら、よいかアッラーとマホメットから宣戦を受けるものと心得よ。しかし、そのあとでももし悔い改めるなら、元金だけは残してやる。つまり自分でも不当なことをしなければ、ひとからも不当なことはされないのじゃ。」

クルアーンの第2章牝牛第280節では、リバの帳消しだけでなく、すべての借入金の帳消しを求めている¹⁸。

「相手が非常に困窮している場合には、事情がいくらかゆるむまで待ってやること。貸しを全部棒引きにして喜捨とするなら、その方が遙かに己が身のためにもなる。汝らにこれがわかっていさえすれば。」

表 2-2 ハーディスにおけるリバ

ウサマ・イブン・ザイド	「直物取引にはリバの考えはない。あるとすれば支払猶予期間のある場合のみ、リバに代わる報酬の受取)である。」「リバが多額の場合、これを殆ど価値のないものまでに減額させなければならない。」
アブー・ダーウード 他	「金と金、銀と銀、小麦と小麦、大麦と大麦、ナツメヤシとナツメヤシ、塩と塩は、同等のものを手から手に直接取引しなさい。これらと異なる品目ならば、手から手に直接取引であれば、汝らが望むように売買しなさい。」
ウバーダ・サイド・アルフドリ	「金は金であり、銀は銀である。小麦は小麦であり、大麦は大麦である。デーツはデーツであり、塩は塩である。品物が違うなら、あなたが売りたいように売るがよい。但し、その場渡し条件だ。」
アブー・サイド・アルフドリ	「金は金であり、銀は銀である。小麦は小麦であり、大麦は大麦である。デーツはデーツであり、塩は塩である。それ以上のものを払い、それ以上のものを受け取る者はそれはリバと同じであり、罰を受けなければならない。」
ジャビル・イブン・アブダッラー	「預言者はリバを受け取る者、支払う者をののしり、リバの計算を記録し、それを見届けた者、全てを有罪と認めた。」「巡礼において預言者は人々を前に『ジャーヒリーヤ』（イスラム以前の時代）のリバはすべて無効とする。最初にこの適用を受けたのは、預言者の叔父に当たるアッパース・イブン・アブデル・モッタリブに支払うべきリバであった。」
アブダッラー・イブン・ハンザーラー	「預言者は『利息と知って一銭たりともそれを受け取る者三六回の姦通よりも悪い』とも言う。」
アブー・フライラ	「蛇に満ち満ちた家のような（どす黒い）腹を持った者の上に天罰を下すとすれば、リバを受け取る輩その者。」「なんびともリバをとる時代が来たれば世は滅びる。」「習慣的に飲酒をする者、リバをとる者、権利もなしにみなし児の財産を横取りする者、両親に孝行しない者は、天国への道はとざされる。」

(出典) 谷正則 (1986) 『イスラム銀行の実態 実践的イスラム金融の運営』『海外事情』 Vol.34、No.9、p.37-38、小杉泰・長岡慎介 (2010) 『イスラム銀行 金融と国際経済』山川出版社、p.22。

預言者ムハンマドの言行録であるハーディスにおいても、リバについて述べられている。ハーディスの「ウサマ・イブン・ザイド」では、支払猶予期間のあるリバを禁止している¹⁹。

「直物取引にはリバの考えはない。あるとすれば支払猶予期間のある場合のみである。リバが多額の場合、これを殆ど価値のないものまでに減額させなければならない。」

ハーディスの「アブー・ダーウード」では、直接取引においては、等価交換が求められ、リバをとることを禁止している²⁰。

「金と金、銀と銀、小麦と小麦、大麦と大麦、ナツメヤシとナツメヤシ、塩

と塩は、同等のものを手から手に直接取引しなさい。これらと異なる品目ならば、手から手に直接取引であれば、汝らが望むように売買しなさい。」

さらに、ハーディスの「ジャビル・イブン・アブダッラー」及び「アブーフライラ」では、以下の通り、イスラム以前に認められていたリバをイスラムでは禁止している²¹。

「預言者はリバを受け取る者、支払う者をののしり、リバの計算を記録し、それを見届けた者、全てを有罪と認めた。巡礼において預言者は人々を前に『ジャーヒリーヤ』（イスラム以前の時代）のリバはすべて無効とする。最初にこの適用を受けたのは、預言者の叔父に当たるアッパース・イブン・アブデル・モッタリブに支払うべきリバであった。」

「蛇に満ち満ちた家のようなどす黒い腹を持った者の上に天罰を下すとすれば、リバを受け取る輩その者。なんびとともリバをとる時代が来れば世は滅びる。習慣的に飲酒をする者、リバをとる者、権利もなしにみなし児の財産を横取りする者、両親に孝行しない者は、天国への道はとざされる。」

また、イスラム以外にも、ユダヤ教・キリスト教・ヒンズー教などにおいても、利子を禁止する考え方が存在していた。ユダヤ教では、以下の通り、異教徒から利子を取ることは認めていたが、ユダヤ教徒同士では、利子を禁止していた²²。

旧約聖書の「出エジプト記」22章24-25節及び「甲命記」23章20節では、貧者と同胞に対して利子を課すことを禁じており、「甲命記」23章21節では、異教徒から利子を取ることを認めている。

キリスト教においても、歴史的に見ると、利子の存在に否定的であり、マタイ伝・マルコ伝・ルカ伝では、神聖な場所での商行為に対して厳しい態度をとっている。財産の有効活用では、利子を得る話が示され、その一方で、報酬を期待しない貸与を求めている²³。

また、13世紀ヨーロッパのスコラ哲学者であるトマス・アクイナスは、利子は不労所得である上に、神に属する時間を利用する通貨の売買であるため罪

表 2-3 リバの分類

	イスラム以前のriba	イスラム以後のriba
禁止の根拠	クルアーン	ハーディス
ribaの性質	負債riba 負債の拡張	売上riba 等価の増加 支払いの猶予
ribaの種類	riba・アルコーラン riba・アルジャーヒリーア riba・アルナシアー riba・アルデュコン riba・アルムバシアー riba・アルジャリ	riba・アルハーディス riba・アルスンナ riba・アルファディ riba・アルブユ riba・アルムバシアー riba・アルカフィ

(出典) Haron, S. and Shanmugam, B. (2001), Islamic Banking System: Concepts & Applications, Pelanduk Publications, p.59, table 3.1.

悪であると考えていた。トマス・アクイナスは利子に対して否定的であり、貸借取引は慈善行為でなければならないとしている²⁴。

ribaは、表 2-3 に示した通り、「イスラム以前のriba (Pre-Islamic Riba)」と「イスラム以後のriba (Post-Islamic Riba)」に区分される。「イスラム以前のriba」はイスラムが伝来する以前から存在しており、クルアーンで禁止されている負債ribaである。「イスラム以前のriba」には、「riba・アルジャーヒリーア」「riba・アルナシアー」などがある。「イスラム以後のriba」はハーディスで禁止された売上ribaである。「イスラム以後のriba」は金・銀・大麦・小麦・ナツメヤシ・塩を交換取引するときに発生するribaであり、「riba・アルファディ」などがある²⁵。

「riba・アルジャーヒリーア」は延滞などを理由に貸付金などに対して賦課される割増金や返礼がそれに相当する。これらは同胞に対する貸し手の徳の無さや強欲さを表すものである²⁶。

「riba・アルナシアー」は信用貸しriba (日割りや年利によるriba) であり、時間の経過に応じて増加するribaである。すなわち、時間が貨幣との交換の対象となるものである。「riba・アルナシアー」はジャーヒリーアをさらに分節

化したものであり、交換の時期を引き延ばすことにより生じる利得である²⁷。「リバ・アルナシアー」では、ハナフィ（金と銀）など多くの取引において、交換による利得の有無にかかわらず、一方の目的物の引渡を繰り延べる取引（時間の不均衡）そのものが認められない²⁸。

「リバ・アルファディ」は余剰のリバであり、同種で同量（分量・重量で測定可能なもの）である2つのものが、交換の結果、一方が増量されたことで生じる増加分を指す。これは純増とみなされ、「リバ・アルファディ」の禁止はスナ（預言者の言行）から導かれている。そこでは、金・銀・小麦・大麦・塩・ナツメヤシの6品目が対象となっている²⁹。「リバ・アルファディ」では、交換は同時に行われ、ハナフィー（小麦と小麦）・シャフィイー（乾燥ナツメヤシの実と乾燥ナツメヤシの実）・ハンバリー（米と米）・マーキー（通貨のディナールとディナール）のような物を交換の目的物とする場合、数量上の不均衡は認められない³⁰。

イスラムでは、経済活動を許容される行為である「ハラル」と禁止される行為である「ハラム」に区分している。そして、合法的で公正な経済的販売（交換）である「バイ」が「ハラル」とされ、不公正で非経済的活動である「リバ」が「ハラム」であるとされている³¹。

イスラムでは、シャリアに従って正当に得た財を私的権利として投資及び消費することは認められている。しかしながら、貨幣は価値保存の手段以上の存在ではなく、貨幣を実物資産である商品とみなさないとの原則がある。いいかえると、貨幣は商業活動や生産活動などの実物経済に投下されなければ価値を創出することはないと捉えられている。このため、貸金業は成立せず、リスク負担や役務を伴わないで資産を増殖させる行為であるリバは不当利得とみなされて禁止されている。資金を実物経済に投資することを推奨するとの観点から、貯蓄に対してはザカットと呼ばれるイスラム税が課されている³²。

利子の禁止の根拠を 公平性、 所有権、 不労所得、 等価交換の観点から考えることができる³³。 公平性の観点において、キャラバン貿易を行って

利益を上げたとき、資金提供者と貿易従事者の双方が利益を分配し、損失が発生した場合も双方が負担するため公平である。この公平性がイスラムで重視する公正を実現するとされる。これに対して、貸与によってリバを得る場合、通常は元金が保証されるため、事業が失敗した場合、事業者のみが損失の負担を負い、出資者はリスクを回避することになり、不公平であり、したがって、イスラムで重視する公正とはいえない。

の所有権の観点において、イスラムでは、世界を創造した神が元来すべてを所有しており、人間がそれを所有物にできるのは、それを使うためである。したがって、自分の資産を投資することは財を用いることであり、イスラムでは許されるが、自分では使わずに他人に貸与して利子を得ることは財を所有する根拠に反すると考えられる。

の不労所得の観点において、資本を投資する場合は自分で働いたことになるので、資本が成長する（利益分が元本に加わって増える）ことはイスラムで認められるが、利子を取る場合、自分の働きなしに資本に増加分を足す（これは元本の増殖とはみなされない）ことになり、不労所得となる。

の等価交換の観点において、商品や労働の場合、納得し合意されているかぎり等価交換であるが、金銭の場合、個人の判断が入る余地がないため、等価交換とはいえない。

金融取引において、貸付を行う場合、利子は事前に固定されており、貸し手は何ら損失を被るリスクがないため、イスラムでは認められない。貸付における利子と取引における利益を比較した場合、第1に、利子はローンにおいて借手が貸し手に対して支払う元金に対するプレミアムである。これに対して、利益は生産物の価値と生産物の原価との差額である。第2に、利子は事前に固定されているため、ローンの双方にとって利子の金額に変動はない。これに対して、利益は過去の結果であり、その金額はその活動が行われるまで不明である。第3に、利子はマイナスになることはなく、利子はゼロまたはプラスである。これに対して、利益はプラスであることもあれば、ゼロまたはマイナス（損失）

のこともある。結果として、シャリアの観点からすると、利子はハラム（禁止された行為）であり、利益（または損失）は取引に基づいて発生したのであれば、ハラル（認められた行為）である³⁴。

3. イスラム金融の歴史

イスラム金融は1950年代後半にパキスタンでイスラム金融の実験が行われたことに始まる。パキスタンにおいて西パキスタン農業協同組合（Rural Co-operative West Pakistan）が設立された。この理由は1947年にインドから独立したパキスタンによるイスラムの独自性を示すためのイスラム回帰が原因であると考えられる。イスラム教徒の地主が提供した資金を基に、無利息で資金を集め、貧しい農民に無利子で農業開発のための資金を融資する金融が試みられた。しかしながら、預金者が日常的に共同組合の投資方針に関与するようになった結果、本来の業務遂行が不可能になり、資金の需給がつかず、自立的な経営ができなくなったため、閉鎖されることになった³⁵。

1963年のエジプトにおいて、本格的なイスラム銀行であるミトガムル・エジプト貯蓄銀行（MitGhamr Egypt Saving Bank）が誕生した。ミトガムル貯蓄銀行は主として農民から無利息預金を受け一方で、1年後に無利子融資を行い、農民の住宅建築や修理などに利用された。ミトガムル貯蓄銀行は利子に代わる収入源として手数料の徴収を行ったが、銀行経営を存続させるほどの収入ではなく、1967年に閉鎖された。しかし、サダト大統領の時代になり、ミトガムル貯蓄銀行を継承する形で、1971年にナセル・ソーシャル銀行（Nasser Social Bank）が設立された。ナセル・ソーシャル銀行はザカットの受入機関となり、無利息預金（政府の金利補助）、無利子貸付、直接投資（タクシー運転手に対する営業用自動車の貸与など）を行った³⁶。

1970年代はアラブのナショナリズムの台頭などにより湾岸諸国を中心として多くのイスラム銀行が出現している。1975年のドバイ・イスラム銀行（アラブ首長国連邦）、1977年のファイサル・イスラム銀行（エジプト）やクウェー

ト金融会社、1978年のバーレン・イスラム銀行などがあげられる。こうしたイスラム銀行の設立を契機として、銀行家・実業家・イスラム法学者との連携が行われ、イスラム金融の理論的枠組みの整理や政府による法的枠組みの整備など、その後のイスラム金融発展の基礎が築かれた時期が1970年代である（イスラム金融検討会 [2008]、27-28頁）。1975年にサウジアラビアで設立されたイスラム開発銀行（Islamic Development Bank, IDB）は、メンバーであるイスラム諸国の経済的・社会的発展を促進するために設立された組織であり、メンバーに対してシャリヤに従いイスラム銀行業務を行っている。

1980年代はイスラム金融の成長期と位置づけることができる。1980年に非イスラム諸国のルクセンブルグにおいて、イスラム国際投資銀行（International Islamic Bank of Investment）が設立されたのを契機として、アジアやアフリカにおいてもイスラム銀行が設立されるようになった³⁷。1980年代には、イスラム金融やイスラム法に関する調査研究機関が設立され、イスラム金融の成長を支える動きがみられるようになった。こうした動きに合わせて、イジャラ、イスティスナ、サラム、タカフルなどの新しいイスラム金融手法が登場した³⁸。また、アラブ首長国連邦やクウェートでは、イスラム投資会社が設立され、大きな成長を遂げることとなった。表3-1は1960年代から1980年代に設立されたイスラム銀行のリストである。

次に、1990年代には、イスラム金融の理論的枠組みは、それまでの実績や経験に基づき、実務的に利用可能な確立された金融手法としてその位置づけを固めていった。具体的には、貸出金に対する利息の受け払いは禁止する一方、投資事業から得られた利益の分配を容認するといった金融取引によって、法人向けの金融サービスが大きく発展していったのがこの時期である。1990年代には、スクーク、シャリヤ株式、ミューチャルフアンド、プライベートエクイティ、プロジェクトファイナンス、投資信託、不動産ファンドなどの新しいイスラム金融商品が登場した³⁹。1991年にバーレーンにおいてイスラム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

表 3-1 イスラム銀行 (1970 年代～1980 年代)

設立年	国名	銀行名	設立年	国名	銀行名
1963	エジプト	ミトル・ガムス貯蓄銀行	1981	バハマ	ダル・アルマール・イスラム会社
1971	エジプト	ナセル・ソーシャル銀行	1981	スイス	ダル・アルマール・イスラム会社
1974	フィリピン	フィリピン・アマンナ銀行	1981	イギリス	マスラフ・ファイザー・イスラム会社
1975	アラブ首長国連邦	ドバイ・イスラム銀行	1982	エジプト	イスラム国際不動産開発銀行
1976	南アフリカ	ファースト・ムスリム無利子事業会社	1982	スーダン	アル・バラカ銀行
1977	エジプト	ファイサル・イスラム銀行	1982	サウジ・アラビア	アル・バラカ投資開発会社
1977	クウェート	クウェート金融会社	1982	サウジ・アラビア	サウジ・フィリピン・イスラム開発銀行
1977	スーダン	ファイサル・イスラム・スーダン銀行	1982	キプロス	キプロス・イスラム銀行
1978	ヨルダン	ヨルダン・イスラム金融投資銀行	1983	バーレーン	バーレーン・イスラム投資会社
1978	サウジ・アラビア	アルバジ会社	1983	スーダン	タダモン・イスラム銀行
1979	バーレーン	バーレーン・イスラム銀行	1983	マレーシア	バンク・イスラム・マレーシア
1979	イラン	イラン・イスラム銀行	1984	バーレーン	アル・バカラ・イスラム投資銀行
1981	エジプト	イスラム国際投資開発銀行	1984	スーダン	西スーダン・イスラム銀行
1981	カタール	カタール・イスラム銀行	1984	チュニジア	ベイト・エタノエ・サウジ・チュニジア
1981	ヨルダン	イスラム投資会社	1984	トルコ	アルバカラ・トルコ金融会社

(資料) 田中壽雄 (1991) 「イスラム銀行の生成と諸問題」『経済経営論叢 (京都産業大学)』第 26 巻第 3 号 (12 月)、pp.80-98、谷正則 (1986) 「イスラム銀行の実態 実践的イスラム金融の運営」『海外事情』第 34 巻第 9 号 (9 月)、pp.30-31。

Financial Institutions, AAOIFI) が設立され、イスラム金融機関の会計と監査に関する基準を公表し、現在では 40 か国のイスラム金融機関をサポートしている (AAOIFI [2011])。1990 年代には、欧米の金融機関がイスラム金融に関心を持つようになり、1996 年にシティグループ、1998 年に香港上海銀行が

イスラム金融子会社を設立している。1990年代において、イスラム金融の国際化への動きが始まったといえる⁴⁰。

2000年代には、これまでわずかにみられたイスラム金融の国際化の動きや商品の多様化の流れが一挙に加速し、イスラム金融は国際化と多様化をキーワードとした拡大期に入った⁴¹。この時期のイスラム金融商品としては、商業銀行金融商品、タカフル、ミューチャルファンド、投資信託、スクーク、シャリア株式、資産運用管理、プロジェクトファイナンスなど様々な商品が登場した。また、欧米などの非イスラム諸国において、住宅ローン分野のイスラム金融が普及し、2000年代にイスラム金融は一気に拡大し、進化していった⁴²。

2001年には、イスラム資本市場発展のため、イスラム諸国の中央銀行や金融庁及びサウジアラビアのイスラム開発銀行が中心となって、国際イスラム金融市場 (International Islamic Financial Market, IIFM) がバーレーンに設立された。国際イスラム金融市場は主として、イスラム資本市場におけるシャリアの合意 (Wilder Sharia Acceptance)、自己規制 (Self-Regulation)、フレームワークの統一化・標準化 (Uniformity and Standardization)、知識の共有 (Knowledge Sharing)、システム開発 (Systems Development) などの活動を行っている。

インドネシアでは、1955年に初めてのシャリア銀行が国有銀行であるマンディリ銀行により設立され、その後、表 3-2 に示した通り、多くのシャリア銀行が設立されている。これはインドネシアにおいてイスラム法上の金融サービスを提供するシャリア銀行の法整備が進んでいるためである。1992年に、イスラム系金融機関の設立を許可・承認する法律として、銀行法第7号 (Banking Act No.7 of 1992) が公表され、2008年には、シャリア銀行法第21号 (Syariah Banking Act No.21 of 2008) により、イスラムに基づく銀行業務とその他の銀行業務が明確に区別されることとなった⁴³。

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

表 3-2 インドネシアのシャリア銀行

シャリア銀行名	設立年月日	主要株主
PT. BANK SYARIAH MANDIRI	1955/06/15	Bank Mandri (国有銀行 Persero)
PT. BANK ACEH SYARIAH	1957/09/07	Aceh Government
PT. BANK NTB SYARIAH	1964/07/05	West Nusa Tenggara Government
PT. BANK VICTORIA SYARIAH	1966/04/15	Bank Victoria Internasional
PT. BANK SYARIAH BRI	1969/04/03	Bank Rakyat Indonesia (国有銀行 Persero)
PT. BANK SYARIAH BUKOPIN	1971/12/24	Bank Bukopin
PT. BANK PANIN DUBAI SYARIAH	1972/01/08	Bank Panin
PT. BANK MEGA SYARIAH	1990/07/14	CT Corp
PT. BTPN SYARIAH TBK	1991/03/07	Bank BTPN
PT. BANK BCA SYARIAH	1991/05/21	Bank Central Asia
PT. BANK MUAMALAT INDONESIA	1991/11/01	Islamic Development Bank
PT. BANK NET INDONESIA SYARIAH	1994/09/14	NTI Global Indonesia
PT. BANK DANAMON SYARIAH	2002/05/14	Bank Danamon
PT. BANK MAYBANK SYARIAH IN- DONESIA	2002/05/20	Bank Maybank
PT. BANK RIAU KEPRI SYARIAH	2002/10/01	Bank Pembangunan Daerah Riau
PT. BPD RIAU UNIT USAHA SYARIAH	2004/01/29	Bank Riau Kepri
PT. BANK DKI SYARIAH	2004/03/08	Bank DKI
PT. BANK KALSEL SYARIAH	2004/08/13	Bank Kalsel
PT. BANK CIMB NIAGA SYARIAH	2004/09/27	Bank CIMB
PT. BANK PERMATA SYARIAH	2004/10/10	Bank Permata
PT. BANK SUMUT SYARIAH	2004/11/04	Bank Sumut
PT. BANK BTN SYARIAH	2005/02/14	Bank Tabungan Negara (国有銀行 Persero)
PT. BANK KALBAR SYARIAH	2005/12/12	Bank Kalbar
PT. BANK SUMSEL BABEL SYARIAH	2006/01/02	Bank Sumsel Babel
PT. BANK NEGARI SYARIAH	2006/09/28	Bank Nagari
PT. BANK KALTIMTARA SYARIAH	2006/12/27	Bank Kaltimtura
PT. BANK BPD DIY SYARIAH	2007/02/19	Bank BPD DIY
PT. BANK JATIM SYARIAH	2007/04/21	Bank Jatim
PT. BANK SULSELBAR SYARIAH	2007/04/28	Bank Sulselbar
PT. BANK JATENG SYARIAH	2008/04/26	Bank Jateng
PT. BANK OCBC NISP SYARIAH	2009/10/12	Bank OCBC
PT. BANK SINARMAS SYARIAH	2009/11/18	Bank Sinarmas
PT. BANK BJB SYARIAH	2010/01/15	Bank Jabar Banten
PT. BANK BNI SYARIAH	2010/06/19	Bank Negara Indonesia (国有銀行 Persero)
PT. BANK JAMBI SYARIAH	2011/12/28	Bank Jambi

(資料) <https://www.bi.go.id/en/statistik/sistem-pembayaran/kliring/contents/bank%20peserta%20kliring.aspx> により筆者が作成

マレーシアでは、1969年にマレーシア巡礼基金（Lembaga Tabung Haji: Pilgrimage Management and Fund Board）が設立された。マレーシア巡礼基金はイスラム教徒巡礼のための相互扶助組織であり、ムスリムの巡礼費用を預金するための金融機関である。ミトガムル・エジプト貯蓄銀行及びマレーシア巡礼基金は主として農民や低所得者を対象とした機関であり、歴史上はじめて登場したイスラム銀行とされている⁴⁴。

マレーシアにおけるイスラム銀行は1980年にプミプトラ経済会議がイスラム銀行の設立を政府に認めるように決議し、1981年にマレーシア国立大学のセミナーにおいて、イスラム資本市場育成のためイスラム銀行設立の要請を行ったことから始まる。これらの要請を受け、政府は同年にイスラム銀行調査委員会を設置した。イスラム銀行調査委員会は以下のレポートを公表している⁴⁵。

政府はシャリアに従って事業を行うイスラム銀行を設立する。

提案された銀行は1965年会社法による会社として設立する。

1973年銀行法はイスラム銀行には適用されない。イスラム銀行に対しては新しい法律を導入すべきであり、提案された法律の管理はマレーシア中央銀行が行う。

イスラム銀行はシャリア委員会を設置し、シャリアにしたがってイスラム銀行業務を保証する機能を果たす。

1983年にイスラム銀行法（Islamic Banking Act 1983）が制定され、マレーシア中央銀行がイスラム銀行を管理・規制することとなった。イスラム銀行法では、「イスラム銀行ビジネスはイスラム原理によって承認されていない要素を含んでいない目的や事業である」と定義されている⁴⁶。

また、財務大臣によってライセンスを与えられている会社のみが、マレーシアでイスラム銀行ビジネスを行うことができる⁴⁷。マレーシアでは、現在、表3-3に示したように、16行のイスラム銀行がイスラム銀行ビジネスを行っている。

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

表 3-3 マレーシアのイスラム銀行

イスラム銀行名	設立年月日	外国資本銀行
バンク・イスラム・マレーシア (Bank Islam Malaysia Berhad)	1983/07/01	
バンク・ムアマラット・マレーシア (Bank Muamalat Malaysia Berhad)	1999/10/01	
RHB イスラム銀行 (RHB Islamic Bank Berhad)	2005/03/16	
ホンレオン・イスラム銀行 (Hong Leong Islamic Bank Berhad)	2005/07/01	
クウェート・ファイナンスハウス・マレーシア (Kuwait Finance House Malaysia Berhad)	2005/08/08	外国資本銀行
アフィン・イスラム銀行 (Affin Islamic Bank Berhad)	2006/04/01	
EONCAP イスラム銀行 (EONCAP Islamic Bank Berhad)	2006/04/01	
Hong Leong Islamic Bank と合併消滅	2011/11/01	
アムイスラム銀行 (AmIslamic Bank Berhad)	2006/05/01	
アムバンク・イスラム銀行 (AmBank Islamic Berhad) に名称変更	2015/05/18	
アルラジ銀行・投資会社 (Al. Rajhi Banking & Investment Corporation Malaysia Berhad)	2006/10/16	外国資本銀行
アジア・ファイナンス銀行 (Asian Finance Bank Berhad)	2007/01/19	
MBSB 銀行 (MBSB Bank Berhad) に名称変更	2017/11/06	
CIMB イスラム銀行 (CIMB Islamic Bank Berhad)	2007/11/06	
アライアンス・イスラム銀行 (Alliance Islamic Bank Berhad)	2008/04/01	
メイバンク・イスラム銀行 (Maybank Islamic Berhad)	2008/08/01	
HSBC アマナ・マレーシア (HSBC Amanah Malaysia Berhad)	2008/08/24	外国資本銀行
パブリック・イスラム銀行 (Public Islamic Bank Berhad)	2008/11/01	
スタンダード・チャータード・サディーク (Standard Chartered Saadiq Berhad)	2008/11/12	外国資本銀行
OCBC アルアミン銀行 (OCBC Al-Amin Bank Berhad)	2008/12/01	外国資本銀行

(資料) <https://www.bnm.gov.my/index.php?ch=li&cat=islamic&type=IB&lang=en>
により筆者が作成

4. イスラム金融の会計処理

(1) インドネシア・マレーシアのイスラム会計基準

インドネシアでは、インドネシア会計士協会 (Ikatan Akuntan Indonesia; IAI) が、シャリア会計フレームワークとのシャリア会計基準 (Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan; PSAK) を公表している。シャリア会計フレー

ムワークとして、「シャリア財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(2006年公表)があり、さらに、PSAK 59号「シャリア銀行の会計」(2002年公表)、PSAK 101号「シャリア財務諸表の表示」(2007年公表、2016年改正)、PSAK 102号「ムラバハの会計」(2007年公表、2016年改正)、PSAK 103号「サラムの会計」(2007年公表、2016年改正)、PSAK 104号「イスティスナの会計」(2007年公表、2016年改正)、PSAK 105号「ムダラバの会計 (Akuntansi Mudharabah)」(2007年公表)、PSAK 106号「ムシャラカの会計 (Akuntansi Musyarakah)」(2007年公表)、PSAK 107号「イジャラの会計」(2009年公表、2016年改正)、PSAK 108号「シャリア保険の会計」(2009年公表、2016年改正)、PSAK 109号「ザカットの会計」(2010年公表)、PSAK 110号「スクークの会計」(2011年公表)など、12のシャリア会計基準が存在している⁴⁸。

表 4-1 インドネシアのシャリア会計基準等

PSAK	財務報告基準 (Standar Akuntansi Keuangan)	公表年 (Tanggal Pengesahan)
FR Syariah	シャリア財務諸表の作成表示に関するフレームワーク (Kerangka Dasar Penyusunan dan Penyajian Laporan keuangan Syariah)	2006/06/27
PSAK59	シャリア銀行の会計 (Akuntansi Perbankan Syariah)	2002/05/01
PSAK101	シャリア財務諸表の表示 (Penyajian Laporan Keuangan Syariah)	2016//5/25
PSAK102	ムラバハの会計 (Akuntansi Murabahah)	2016/05/25
PSAK103	サラムの会計 (Akuntansi Salam)	2016/05/25
PSAK104	イスティスナの会計 (Akuntansi Istishna')	2016/05/25
PSAK105	ムダラバの会計 (Akuntansi Mudharabah)	2007/06/27
PSAK106	ムシャラカの会計 (Akuntansi Musyarakah)	2007/06/27
PSAK107	イジャラの会計 (Akuntansi Ijarah)	2016/05/25
PSAK108	シャリア保険の会計 (Akuntansi Transaksi Asuransi Syariah)	2016/5/25
PSAK109	ザカットの会計 (Akuntansi Zakat dan Infak/Sedekah)	2010/04/06
PSAK110	スクークの会計 (Akuntansi Sukuk)	2011/10/26
Bultek5	ムラバハの関連する収益及び費用 (Pendapatan dan Biaya Terkait Murabahah)	2015/02/24

(資料)IAI (2017) Standar Akuntansi Keuangan Syariah Efektif Per 1 Januari 2017, IAI, PWC (2018) IFRS and Indonesian GAAP (IFAS) Similarities and Differences, PWC.

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

表 4-2 マレーシアのイスラム会計基準等

基準番号	イスラム会計基準	公表年月日	基準変更等
MASB i-1	イスラム金融機関の財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements of Islamic Financial Institutions)	2001/12/12	FRS i-1 に変更
FRS i-1	イスラム金融機関の財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements of Islamic Financial Institutions)	2004/12/29	TRi- 3 に変更
Technical Release (TR) i- 1	ザカットの会計 (Accounting for Zakat on Business)	2006/04/10	
Technical Release (TR) i- 2	イジャラ (Ijarah)	2006/04/10	削除 (Withdrawn)
Technical Release (TR) i- 3	イスラム金融機関の財務諸表の表示 (Presentation of Financial Statements of Islamic Financial Institutions)	2009/09/15	アーカイブ (Archived)
Statement of Principles (SOP) i-1	イスラムの観点からの財務報告 (Financial Reporting from an Islamic Perspective)	2009/09/15	
Technical Release (TR) i- 4	シャリア・コンプライアンスの売上契約 (Shariah Compliant Sale Contracts)	2010/07/15	アーカイブ (Archived)
MASB Discussion Paper (DP) i-1	タカフル (Takaful)	2011/12/16	
MASB Discussion Paper (DP) i-2	スクーク (Sukuk)	2011/12/16	
MASB Discussion Paper (DP) i-3	シャリア・コンプライアンスの利益分配契約 (Shariah Compliant Profit-sharing Contracts)	2011/12/16	
Feedback Statement	DP i-1・i-2・i-3 のフィードバック (Feedback Statement on MASB Discussion Papers DP i-1 Takaful, DP i-2 Sukuk and DP i-3 Shariah Compliant Profit-sharing Contracts)	2012/01/01	
Research Paper	ワカフ (Waqf)	2014/10/17	
Article 1	イスラム金融の用語 Part 1 (A Word about Islamic Finance : Part I)	2012/11/20	
Article 2	イスラム金融の用語 Part 2 (A Word about Islamic Finance : Part II)	2012/11/20	
Report on the Review	シャリア政策のレビューレポート (Report on the Review of Shariah Policy Documents)	2017/06/05	
Bulletin 1	タカフルのための保険契約 (MFRS 17 Insurance Contracts: Definition and Scope for Takaful)	2020/09/02	
Bulletin 2	タカフル企業の財務諸表の表示 (Columnar Presentation of Takaful Funds in Takaful Entity Financial Statements)	2020/09/02	

(資料) <http://www.masb.org.my/pages.php?id=89>, <http://www.masb.org.my/pages.php?id=206> 他により筆者が作成。

マレーシアでは、マレーシア会計基準審議会のワーキンググループ (WG36) が中心となってイスラム会計基準を検討しており、2001年12月には、MASB i-1 (現在はTR No.i-3) 「イスラム金融機関の財務諸表の表示」を公表し、2006年4月にTR .i-1 「ザカットの会計」及びTR No.i-2 「イジャラ」を公表している。また、2009年9月にTR i-3 「イスラム金融機関の財務諸表の表示」及びSOP i-1 「イスラムの観点からの財務報告」を公表し、2010年7月にTR i-4 「シャリア準拠の売上契約」を公表している。2011年以降は、表4-2の通り、ディスカッションペーパー、フィードバック、リサーチペーパー、ブレティンなどを中心に公表されている。

(2) イスラム金融取引とは

イスラム金融取引をシャリアによって認められた契約の形態によって区分すると、イスラム取引契約、イスラムパートナーシップ契約、イスラムサポート契約に区分することができる。イスラム取引契約のイスラム金融は、リバを回避した商品取引型の契約であり、「ムラバハ」「タウリヤ」「ワディア」「サラム」「イスティスナ」「バイピサマンアジル」「イナ」がある。イスラムパートナーシップ契約のイスラム金融は、不明瞭な取引 (ガラル) を排除した損益分配型の契約であり、「ムシャラカ」「ムダラバ」がある。イスラムサポート契約は、相互扶助型の契約であり、「ラヌ」「カファラ」「クアルドハッサン」がある。また、イスラム金融では、これらの基本スキームを応用したイスラム債券である「スクーク」がある⁴⁹。

本章では、多くイスラム金融で利用されているイスラム取引契約 (ムラバハ、イジャラ、イスティスナ)、イスラムパートナーシップ契約 (ムシャラカ、ムダラバ) について検討していく。

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

表 4-3 インドネシア・マレーシアにおけるイスラム金融取引

イスラム金融取引	契約種類	契約内容・契約関係
ムダラバ (Mudaraba) (Mudharabah)	配当契約 (Participation Contract)	信託金融 (Trust Finance)、利益分配投資 (Profit Sharing Investment) (A) 銀行 (Bank/Rab al Mal)、顧客 (Customer/Mudarib)、プロジェクト (Project)、利益 (Profits) (B) 資本家 (Investor/Provider of Capital)、経営者 (Investment Manager/Entrepreneur)、投資 (Investment/Venture) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、利益 (Profit from the Investment)、損失 (Loss from the Investment)
ムシャラカ (Musharaka) (Musarakah)	配当契約 (Participation Contract)	共同出資金融 (Partnership Finance)、損益分担 (Profit and Loss Sharing)、ディミッシングムシャラカ (Diminishing Musharakah) (A) 銀行 (Bank/Partner)、顧客 (Customer/Partner)、プロジェクト (Project)、利益・損失 (Profits or Loss) (B) パートナー 1 (Partner 1)、パートナー 2 (Partner 2)、ジョイントベンチャー (Joint Venture/Project) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、ベンチャー (Business Venture)、利益 (Profit from the Business Venture)、損失 (Loss from the Business Venture)
ムラバハ (Murabaha) (Murabahah)	売買契約 (Trading Contract)	コストプラス金融 (Cost-Plus Financing) (A) 銀行 (Bank)、顧客 (Client)、売手 (Seller)、全体合意 (Overall Agreement)、代理人合意 (Agency Agreement) (B) 銀行 (Bank/Financier)、買手 (Buyer/Customer)、売手 (Seller/Supplier) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、売手 (Seller)
イジャラ (Ijarah) (AITAB)	売買契約 (Trading Contract)	リース金融 (Leasing Finance)、所有権移転リース (Al-Ujarah Thumma Al-Bai)、資産バック (Asset-Backed Securitizers) (A) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、売手 (Seller)、覚書 (Mwmmorandom of Understanding)、資産購入 (Asset Purchase)、リース契約 (Ijarah Contract)、売上契約 (Sale Contract) (B) 貸主 (Lessor/Financier)、借主 (Lessee/Customer)、売主 (Supplier/Seller of Asset) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、売手 (Seller)
バイサラム (Bai Salam)	売買契約 (Trading Contract)	先物契約 (Forward Sale)、延期納入 (Purchase with Deferred Delivery)、オーダー売上 (Sale by Order)

(Salam) (Bai Al-Salam)		(A) 銀行 (Bank)、買手 (Salam Purchase)、売手 (Salam Seller)、サラム契約 (Salam Contract)、パラレルサラム契約 (Parallel Salam Contract) (B) 銀行 (Financier)、売手 (Seller) (C) 銀行 (Bank)、農民 (Farmer)、商人 (Merchant) (E) 銀行 (Bank)、農民 (Farmer)、小売業者 (Retail Market)、卸売業者 (Mango Wolesaler)
イスティスナ (Istisna) (Istisna's) (Istisna')	売買契約 (Trading Contract)	商品注文契約 (Sale by Order)、資産バック (Asset-Backed Securitizers) (A) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、製造業者 (Manufacturer)イスティスナ契約、(Istisna'a Contract)、パラレルイスティスナ契約 (Paraller Istisna'a Contract) (B) 銀行 (Financier)、顧客 (Customer)、製造業者 (Manufacturer) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、建設業者 (Seller/Construction) (E) 最終売手 (Al-Sani'/The Ultimate Seller)、最終買手 (Al-Mustasni'/The Ultimate Buyer)
バイビサマンアジル (Bai Bithaman Ajil) (BBA) (Al-Bai-Bithaman Ajil)	売買契約 (Trading Contract)	割賦商品売買 (Bai/Sale Bithaman/Price Ajil/Deferment)、延払販売 (Sale with Deferred Payment) (C) 住宅金融 BBA (House Finance BBA) : 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、住宅開発業者 (Housing Developer) (C) 資産リファイナンス BBA (Asset Refinancing BBA) : 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、資産 (Asset) (C) メッカ巡礼 BBA (BBA Umrah Finance) : 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、旅行代理店 (Travel Agent) (C) キャッシュライン BBA (CashLine Financing BBA) : 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、資産 (Asset) (E) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、資産所有者 (Owner of Asset) (E) 銀行 (Bank)、売手 (Al-Muslam lileihi/The Seller)、買手 (Al-Muslam/Purchaser)
タワラク (Tawarruq)	売買契約 (Trading Contract)	クレジットカード金融 (Buy on Credit Card Sell at Spot Value) (A) 銀行 (Bank)、顧客 (Client)、仲介業者 1 (Broker 1)、仲介業者 2 (Broker 2) (G) 銀行 (Bank Islam)、顧客 (The Company)、銀行 (Meezan Bank)、仲介業者 (Ashraf)
バイイナ (Bai Inah)	売買契約 (Trading Contract)	商品買い戻し契約 (Sale and Buy-Back Transaction) (C) 銀行 (Bank)、顧客 (Customer)、資産 (Asset)
バイワディア	売 買 契 約	預託・保護預かり契約 (Safekeeping)

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

(Bai Wadhiah)	(Trading Contract)	(F) 信託人 (Wadhiah Yad al Amanah/Safekeeping with Trust)、保証人 (Wadhiah Yad al Dhamanah/Safekeeping with Guarantee)、資産 (Asset)
ワカラ (Wakalah)	手数料契約 (Fee-Based Service)	代理人契約 (Agency) (F) 依頼人 (Muwakkil/one Party)、代理人 (Wakil/Another)、手数料 (Agency Fee)
ジュアラ (Ju'alah) (Jo'ala)	手数料契約 (Fee-Based Service)	サービス手数料 (Offering a Service for Pre-determined Fee Commission) (D) 銀行 (Islamic Bank)、顧客 (Customer)、労働者 (Worker)、ジュアラ契約 (Ju'alah Contract)
ラーヌ (Rahnu)	サポート契約 (Supporting Contract)	抵当契約 (Mortgages)
カファラ (Kafalah)	サポート契約 (Supporting Contract)	保証契約 (guarantee)
カルドハッサン (Qardh Hassan)	サポート契約 (Supporting Contract)	寄付契約 (Benevolent Loan)
ヒバ (Hibah)	サポート契約 (Supporting Contract)	贈与契約 (Gift)

(参考資料)

- (A) Moore,E.J.(2009)The International Handbook of Islamic Banking and Finance, GPP, pp.33-58.
- (B) Alrifai, Tariq (2015)Islamic Finance and the New Financial System, Wiley, pp.124-133.
- (C) Khir,K. Gupta,L. and Shanmugam,B.(2008)Longman and Islamic Banking: A Practical Perspective, Pearson, p.58, p.81 & pp.107-195.
- (D) Ayub,M. (2007)Understanding Islamic Finance,Wiley pp.353-355.
- (E) Rosly,S.A. (2005)Critical Issues on Islamic Banking and Financial Markets, Dinamas, pp.77-144.
- (F) Kuresh,H. and Hayat,M. (2015)Contracts and Deals in Islamic Finance, Wiley, pp.18-138.
- (G) Hasan,Z. (2014)Islamic Banking and Finance An Integrative Approach, Oxford University Press.pp.148-149.
- Hassan,M.K., Kayeed,R.N. and Oseni,U.A.(2013)Introduction to Islamic Banking and Finance Principles and Practice, Pearson, p.118.
- Iqbal, Zamir and Mirakhor, Abbas(2007)An Introduction to Islamic Finance: Theory and Practice, John Wiley & Sons, p.128.

(3) ムラバハの仕組みと会計

ムラバハは商品取引型のイスラム金融であり、イスラム銀行が商品・原材料等を購入した後、第三者（資金を持たない事業家）に商品を売却する金融取引である。イスラム銀行と事業家はマージンの合意を行い、商品・原材料等の原価にその金額を上乗せする。支払は事業家が最終製品を完成させるまで、あるいは、商品を市場で売却するまで延期される⁵⁰。「ムラバハでは、取引約定時に購入対象物が特定されているため、実体を伴う取引となり、シャリア適格のイスラム金融とされる」⁵¹。

資産転売契約によるファイナンスを伴ったムラバハの取引構造は以下の通りである⁵²。まず、顧客は売り手に接触し、売り手は顧客が購入しようと考えている資産を認識する。その後、顧客は売り手に価格見積書及びその他の関連書類の提供を要求する。売り手は顧客の要望に応じて価格見積書・小冊子・期間と条件・その他の関連書類を提供する。顧客はイスラム銀行に接触し、ムラバハを利用したイスラム金融の書類を受け取る。顧客はイスラム銀行からマークアップ価格（マージンを上乗せした価格で資産を購入する契約を行う。イスラム銀行は顧客を代理人として任命し、資産を売り手から直接購入する権利を顧客に認める。イスラム銀行と顧客の間で仲介契約が締結される。売り手は同意した期間と条件で、顧客（イスラム銀行の代理人）に対して資産を 800 で引き渡した。その間、イスラム銀行は顧客が所有権を取得する過程を管理する。

顧客は配達証拠書類・送り状・その他の関連書類を売り手（資産の供給者）への支払いを行うためイスラム銀行に送付する。その後、イスラム銀行は売り手（ベンダー）に対して購入価格の支払を行う。

イスラム銀行は顧客に同意した売却価格（購入価格 RM800 + マークアップ利益 200）で資産を売却する。ムラバハ契約における資産の所有権及びリスクは顧客に移転する。顧客はイスラム銀行に対してムラバハ契約で同意した売却価格 1,000 を返済する。

バイピサマンアジルはマレーシア及びその他の東南アジア諸国において利用

されているイスラム金融である。バイピサマンアジルは商品売買であるムラバハの変形であり、基本的には割賦返済を伴った売上契約である。バイピサマンアジルとムラバハの差異は、クレジット期間であり、バイピサマンアジルの方が長くなっている。バイピサマンアジルでは、イスラム銀行が資産を購入後、イスラム銀行と事業家で合意したムラバハより高い価格でイスラム銀行から事業家に対して売却される。バイピサマンアジルはローンではなく、支払の繰延を伴った売買契約であり、利子は発生せず、銀行は手数料を受け取る契約である⁵³。

バイピサマンアジルの特徴は、繰延支払による売買契約であり、イスラム銀行と顧客の間で同意したプロフィット・マージンを含んだ売却価格で取引される契約である。その利益は購入または売却で生じたものであり、シャリアに適合している。バイピサマンアジルの融資対象は、不動産ファイナンス（住宅、ショップハウス、土地、アパートメント、コンドミニウム、工場）自動車ファイナンス 消費者ファイナンス（コンピュータ、巡礼パッケージ、教育）運転資本ファイナンスなどである。また、バイピサマンアジルの対象者は個人及び協会などである。バイピサマンアジルに必要な法的文書は申込通知書・財産売却合意書・財産購入合意書・弁護士費用などである⁵⁴。

バイピサマンアジルのマージンはイスラム銀行によって異なっており、一般に、売却価値・購入価値の100%、または資産の現在価値であり、顧客の返済能力によってイスラム銀行のマージンは変動している。バイピサマンアジルによる住宅ファイナンスの場合、融資対象の住宅はイスラム銀行の担保として利用されている。バイピサマンアジルによる顧客のベネフィットは、購入財産のコストが購入時に決定 購入財産の追加費用がない 取引が透明である 不確実な要素がない 融資の終了が顧客からはっきりと認識できる 延滞や未払いのペナルティ費用がない 返済額が利子率の変動に影響されない よりよいファイナンス・プランを認めているなどである⁵⁵。

バイピサマンアジの購入価格はファイナンス・マージンのためのイスラム銀

行の方針に基づいた金額（タカフル費用・法定手数料を含む）であり、イスラム銀行の売却価格はファイナンスで提供された価格にプロフィットマージンと支払猶予期間のプロフィットマージンを加えたものである。支払方法は割賦払いであり、ファイナンス期間は多くの場合、長期間にわたっている。また、イスラム銀行は建設中の財産に対して、支払猶予の利益を賦課している。これはイスラム銀行が建設の延期が生じた場合の損失を避けるためである⁵⁶。

以下では、バイピサマンアジルを利用した様々な融資の取引構造を検討する。第1の取引はバイピサマンアジルを利用した住宅ファイナンスである。住宅ファイナンスにおける取引の流れは、顧客は購入する住宅を認識する。顧客は住宅開発業者から住宅を購入する。イスラム銀行は利益を上乗せして住宅を顧客に売却する。顧客はイスラム銀行に住宅代金を分割して返済するなどである⁵⁷。

第2の取引はバイピサマンアジルを利用した運転資本ファイナンスである。運転資本ファイナンスにおける取引の流れは、イスラム銀行は顧客が所有している資産（住宅、ショップハウス、土地、自動車、ハラル株式など）を購入する。その後、ただちにイスラム銀行は利益を上乗せして顧客に資産を売却する契約を行う。イスラム銀行は顧客の運転資本を融資するため購入代金を支払う。顧客はイスラム銀行に運転資本を分割して返済するなどである⁵⁸。

第3の取引はバイピサマンアジルを利用した巡礼資金ファイナンスである。巡礼資金ファイナンスにおける取引の流れは、顧客はメッカ巡礼のための旅行パッケージ（Umrah package）を認識する。イスラム銀行は顧客と巡礼資金融資を締結する。イスラム銀行は旅行代理店にパッケージの代金を支払う。旅行代理店はパッケージの所有権をイスラム銀行に移転する。イスラム銀行は利益を上乗せしてパッケージを顧客に売却する。顧客はパッケージの代金を分割返済するなどである。

次に、上述の住宅ファイナンスの事例を考察する。バイピサマンアジルによる住宅ファイナンスでは、顧客は売り手（住宅開発業者）に接触し、売り手は

表 4-4 ムラバハの仕訳処理

番号	借方 (Dr)	貸方 (Cr)
1	サプライヤーへの分割頭金支払い時 (売り手はサプライヤーから購入)	
	サプライヤーへの前払金 Uang muka Kepada Supplier XXX	現金 Kas XXX
2	ムラバハ商品取得時	
	ムラバハ資産 Persediaan/aktiva murabahah XXX	現金 Kas XXX
3	前払商品がキャンセルされた場合の返金	
	現金 Kas XXX	サプライヤーへの前払金 Uang muka kepada supplier XXX
	その他営業費 Beban operasional lain XXX	
4	陳腐化、損傷、またはその他の条件により資産価値が下落した場合	
	ムラバハ資産の減損損失 Kerugian penurunan nilai aktiva murabahah XXX	ムラバハ資産 persediaan/aktiva murabahah XXX
5	棚卸資産の公正価値がコストを超えて増加した場合、利益は実現した場合にのみ認識	
	仕訳なし Tidak ada jurnal	
6	注文のないムラバハまたは拘束力のない注文のあるムラバハの場合、取得価格の下で棚卸資産の公正価値が減少	
	ムラバハ資産の減損損失 Beban penurunan nilai aktiva murabahah XXX	ムラバハ資産評価差額 Selisih penilaian persediaan aktiva murabahah XXX
7a	ムラバハ資産の売上金の受け取り (a) 現金での受け取り	
	現金 Kas XXX	ムラバハマージン収入 Pendapatan Margin Murabahah XXX
		ムラバハ資産 Persediaan/aktiva murabahah XXX
7b	ムラバハ資産の売上金の受け取り (b) 分割払いでの受け取り	
	ムラバハ売掛金 Piutang murabahah XXX	繰延ムラバハマージン収入 Margin murabahah tangguhan XXX
		ムラバハ資産 Persediaan/aktiva murabahah XXX
8a	バイヤーからの前受金	
	現金 Kas XXX	バイヤーからの前受金 Titipan uang muka pembeli(urbun) XXX
8b	注文のキャンセル (キャンセルコストが前受金より少ない場合)	
	バイヤーからの前受金 Titipan uang muka pembeli(urbun) XXX	キャンセルコスト Beban/kerugian XXX

	現金	Kas	XXX
8c	注文のキャンセル (キャンセルコストが前受金より多い場合) バイヤーからの前受収益 バイヤーに対する売掛金	キャンセルコスト Beban/kerugian	XXX XXX
8d	ムラバハ売掛金の回収		
9	バイヤーからの前受金 購入者から分割金を受け取ったとき	ムラバハ売掛金 Piutang murabahah	XXX XXX
	現金 繰延ムラバハマージン	現金 Margin murabahah tangguhan	XXX XXX
10a	分割金が延滞の場合 (a) 収入の認識について ムラバハ延滞債権 繰延ムラバハマージン	ムラバハ売掛金 Piutang murabahah ムラバハマージン収入 Pendapatan margin murabahah	XXX XXX XXX
10b	延滞債権の受領時		
	現金 早期返済の場合は、以下の2つの方法のいずれかで処理することができます。(a) 決済時に、銀行がムラバハ債権とムラバハ利益を減額した場合	現金 Margin murabahah tangguhan Kas	XXX XXX XXX
11a	繰延ムラバハマージン 現金 繰延ムラバハマージン	ムラバハ売掛金 Piutang murabahah ムラバハマージン収入 Pendapatan margin murabahah	XXX XXX XXX
11b	決済後、銀行が最初に顧客からムラバハ債権を受け取った場合、銀行はムラバハの利益を減らしてムカサ (潜在的な初期返済の認識) を顧客に支払う	現金 Kas 繰延ムラバハマージン Margin murabahah tangguhan ムカサ損失 顧客が意図的に契約に違反した場合の罰金の受領	XXX XXX XXX XXX XXX
12	現金 Kas	現金 Rekening dana kebajikan	XXX XXX

(出典) Rifqi Muhammad (2018) Akuntansi Keuangan Syariah: Konsep dan Implementasi PSAK Syariah, P3E1 Press, pp.205-207.

顧客が購入しようと考えている住宅を認識する。その後、顧客は住宅デベロッパーとの間で売却購入契約 (Sale & Purchase Agreement) を締結する。イスラム銀行は返済のための期間と内容を定めた顧客のための要件を決定する。その後、イスラム銀行は売り手 (住宅開発業者) から購入価格で住宅を購入し、顧客との間で財産購入契約 (Property Purchase Agreement) を締結する。

イスラム銀行は顧客に対して関連する住宅を売却し、顧客との間の同意価格 (イスラム銀行の資産購入原価 + イスラム銀行の売上利益) での財産売却契約 (Property Sale Agreement) に署名する。顧客はイスラム銀行に対して同意価格を返済期間にわたって分割した金額を返済する。

(4) イジャラの仕組みと会計

イジャラはリース契約の1つである。イジャラは売上契約であるが、有形固定資産の売却契約ではなく、特定期間における対象物の用益権を売却する契約である⁵⁹。イジャラでは、申込みと承諾の形態 レッサー (リース資産の所有者、賃貸人) とレシー (リース資産のサービスを受ける者、賃借人) との関係 レッシーに移転されたサービスとレンタル料、などの3つの要素を持っている⁶⁰。イジャラはイスラム銀行が顧客に代わって資産を購入し、顧客にリースすることによってイスラム銀行がリース料を受け取る契約である。シャリアでは、「モノの所有は、所有権と用益権の二つから成り立つと考えられており、イジャラは用益権を銀行から顧客に移転する契約である」(糠谷 [2007a]、57-58頁) とされる。また、「リース期間終了後に所有権が顧客に移転するスキームもあり、それはリース後の購入という意味で、イジャラ・ワ・イクティナ取引と呼ばれる」⁶¹。

イジャラによるファイナンス実務の特徴は、リース契約であり、資産のベネフィットと利用が所有者 (レッサー) によってレシーに対して移転され、同意した期間 (リース期間) にわたって同意した金 生産財 (機械、備品)、消費財、コンピュータ、自動車、その他資産などである。イジャラの口座対象者

は個人、協会、会社などであり、その法的文書はイジャラ請負書・イジャラ同意書などが存在する。イジャラのリース費用は変動または固定のいずれの場合あり、その支払方法は定額の分割基準である。イジャラのファイナンス期間は原則として7年までの期間であるが、イスラム銀行によって異なっている。イジャラの法定費用及びその他付随費用はレシーが負担している。また、レシーが同意した条件に違反した場合、レッサーはリース契約を終了する権利を持っている。レシーに違反がない場合、レッサーは相互の合意なしで契約を終了することはできない。さらに、実際の損失を埋め合わせるため、イスラム銀行は割賦金額の1%またはイスラム・マネー・マーケット・レートを賦課することができる。レッサーはレシーによって支払われたペナルティから利益を得ることはできない⁶²。

以下では、イジャラを利用した様々な融資の取引構造を検討する。第1の取引はイジャラを利用した住宅リースファイナンスである。住宅リースファイナンスにおける取引の流れは、顧客はリース対象となる住宅を認識する。顧客はイスラム銀行とイジャラによる融資契約を締結する。イスラム銀行は売り手から住宅を購入し、所有権がイスラム銀行に移転する。イスラム銀行は顧客に住宅をリースし、顧客はイスラム銀行に対してリース料を支払う。リース期間が満了し、住宅が顧客からイスラム銀行に返却される。などである⁶³。

第2の取引はイジャラを利用した固定資産リースファイナンスである。固定資産リースファイナンスにおける取引の流れは、イスラム銀行は売り手から固定資産を購入する。イスラム銀行と顧客がイジャラの契約を結ぶ。顧客は売り手から直接固定資産を受け取る。顧客はリース期間中、イスラム銀行にリースの支払を行う。リース期間終了後、所有権がイスラム銀行から顧客に移転する⁶⁴。

次に、上述の住宅ファイナンスの事例を考察する。イジャラによる住宅ファイナンスでは、顧客は売り手に接触し、売り手は顧客がリースしようと考えている住宅または資産を認識する。顧客は売り手に価格見積書及びその他の関連

書類の提供を要求する。売り手は顧客の要望に応じて価格見積書・小冊子・期間と条件・その他の関連書類を提供する。その後、顧客はイスラム銀行に接触し、イジャラを利用したイスラム金融の契約を行う。イスラム銀行が資産を購入後、顧客はイスラム銀行との間で合意した期間にわたって資産をリースする契約を締結する。イスラム銀行は顧客によって提供された詳細な書類に基づいた資産を売り手から購入し、購入価格で売り手に対して現金 8,000 で支払いを行う。

売り手は資産の所有権 (ownership) をイスラム銀行に移転する。売り手は顧客に対して合意した期間と条件で資産を引き渡す。売り手は顧客に引き渡した証拠書類をイスラム銀行に提出する。イスラム銀行は顧客 (レッサー) に対して資産をリースし、同意したレンタル基準に基づいて占有権 (possession) ・使用权 (right of specified use) を移転する。イスラム銀行はイジャラ契約を締結しており、その契約によって目的・利益・リース料・期間が決められている。

顧客はイスラム銀行に対して同意した支払計画と支払期間に基づいて同意したリース料 800 を支払う。その後、決算において、イスラム銀行はイジャラ資産の減価償却 1,000 を行う。最後に、イジャラ契約が満期になり、イジャラの対象である資産をイスラム銀行に返却する。

これに対して、所有権付イジャラを利用した住宅リースファイナンスの取引構造及び仕訳処理は以下の通りである (Khir [2008], pp.148-149)。まず、顧客は売り手に接触し、売り手は顧客が購入しようと考えている住宅または資産を認識する。顧客は売り手に価格見積書及びその他の関連書類の提供を要求する。売り手は顧客の要望に応じて価格見積書・小冊子・期間と条件・その他の関連書類を提供する。顧客はイスラム銀行に接触し、所有権付イジャラを利用したイスラム金融の契約を行う。イスラム銀行が資産を購入後、顧客はイスラム銀行との間でリースし、イスラム銀行と合意した期間が経過後、資産を買い戻す契約を締結する。つまり、所有権付イジャラは、顧客がイスラム銀行から

表 4-5 イジヤラの仕訳処理

番号	借方 (Dr)	貸方 (Cr)
1	イジヤラ資産の取得時 イジヤラ資産	現金 Kas
2	イジヤラ資産の減価償却時 減価償却費	イジヤラ資産減価償却累 計額 Akumulasi Penyusutan Aktiva Ijarah XXX
3	満期時の借手からのリース料の受領 現金	イジヤラ収入 Pendapatan Ijarah XXX
4	期日が到来したにもかかわらず、借手がリース料を支払っていない場合 イジヤラ未収入金	イジヤラ収入 Pendapatan Ijarah XXX
5	イジヤラ未収入金の支払いを受けたとき 現金	イジヤラ未収入金 Piutang Pendapatan Ijarah XXX
6	イジヤラ資産の修理を行ったとき イジヤラ資産修繕費	現金 Kas XXX
7	リース期間中に受け取った分割私金の合計が、リース資産の品質低下により、リース資産の公正価値よりも大きいと認識されたため、 超過受取リース料を返還した場合 超過受取リース料返還金	現金 (借主への支払) Kas/hutang Kepada Penyewa XXX
8	所有権移転リース取引におけるリース資産の譲渡時 Penerimaan Sewa	
8(i)	売却価額が帳簿価額よりも大きい場合 イジヤラ資産減価償却累 計額	イジヤラ資産 aktiva Ijarah XXX
8(ii)	リース期間が終了する前に、残りのリース分割私金と等しい販売価格で資産を販売する場合	
8(ii)(a)	売却価額が帳簿価額を上回る場合 現金	イジヤラ資産 Aktiva Ijarah XXX

購入を前提にリースする契約である。イスラム銀行は顧客によって提供された詳細な書類に基づいた資産を売り手から購入し、購入価格で売り手に対して現金 8,000 で支払いを行う。

売り手は資産の所有権をイスラム銀行に移転する。売り手は顧客に対して合意した期間と条件で資産を引き渡す。売り手は顧客に引き渡した証拠書類をイスラム銀行に提出する。イスラム銀行は顧客（レッサー）に対して資産をリースし、占有権（possession）・使用权（right of specified use）を移転する。イスラム銀行はイジャラ契約を締結しており、その契約によって目的・利益・リース料・期間が決められている。顧客はイスラム銀行に対して同意した支払計画と支払期間に基づいて同意したリース料 1,000 を支払う。その後、決算において、イスラム銀行は減価償却 800 を行う。

イジャラ契約が満期になり、イスラム銀行はイジャラ資産を売却するために顧客との間でアルバイ契約（al bai contract）に署名する。その後、贈与（gift）あるいは売約（sale）のいずれかのアルバイ契約に基づいて、イスラム銀行はイジャラ契約の終了時に資産の所有権（ownership）を顧客に移転する。マレーシアでは、最終の支払リース料を同意された売却価格として支払っている。

(5) イスティスナの仕組みと会計

イスティスナは買い手の要求に応じて資産の製造や建設がイスラム銀行を通じて行われる契約である⁶⁵。イスティスナは最終的な買い手であるアルムスタスニ（al-mustasni）と売り手であるアルサニ（al-sani）との間の売却契約である。イスティスナでは、アルムスタスニからの注文時に応じて、資産の製造が行われる。契約時に決定した価格でアルムスタスニに売却され、支払は割賦または繰延払いで行われる⁶⁶。

イスティスナの取引構造は以下の通りである⁶⁷。まず、顧客は売り手（住宅デベロッパー）に接触し、売り手は顧客が購入しようとしている住宅または資

表 4-6 イスティスナの仕訳処理

番号	借方 (Dr)	貸方 (Cr)
1	通常のイスティスナの会計ー売却時 (a) 契約前に費用を支払う場合 繰延イスティスナ費用 Beban istishna yang ditangguhkan XXX 現金 Kas	XXX
2	契約が新たに更新されていない場合 契約前費用 Beban pra-akad XXX 契約締結後にイスティスナ費用を支払う場合	繰延イスティスナ費用 Beban istishna yang ditangguhkan XXX
3	イスティスナ資産 (契 約仮勘定) 繰延イスティスナ費用 Beban istishna yang ditangguhkan XXX	現金 Kas XXX
4	購入者への回収時 イスティスナ未収入金 Piutang istishna XXX	イスティスナ終了分 Termin istishna XXX
5	購入者からの未収入金の受領時 現金 Kas XXX	イスティスナ未収入金 Pitang istishna XXX
6	パーセンテージ法 (工事進行基準) を利用した期末利益の認識 イスティスナ費用 Beban pendapatan istishna XXX	イスティシユナ利益 (決 済部分) Pendapatan istishna (sesuai porsi penyelesaian) XXX
7	イスティスナ資産 (契 約仮勘定) パーセンテージ法 (工事進行基準) を利用した期末損失の認識 イスティスナ費用 Beban pendapatan listishna XXX	イスティスナ資産 (契約 仮勘定) Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX イスティスナ利益(決済部分) Pendapatan istishna (sesuai porsi penyelesaian) XXX
8	工事完成基準を利用した期末の損益認識 (この方法は契約期間の終了時にのみ istishna 利益を認識) 仕訳なし	Tidak ada jurnal

9	パーセンテージ法を使用した契約期間終了時の利益の認識 イステイスマナ費用 Beban pendapatan istishna XXX イステイスマナ資産 (契約 Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX 仮勘定)	イステイスマナ利益(決済部分) Pendapatan istishna (sesuai porsi penyelesaian) XXX
10	パーセンテージ法を使用した契約期間終了時の損失の認識 イステイスマナ損失 (イス Kerugian istishna (sebesar selisih antara XXX ティシユナの収入と費用 pendapatan dan beban istishna) XXX の差に等しい)	イステイスマナ資産 (契約 Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX 仮勘定)
11	工事完成基準を利用した契約期間終了時の利益の認識 イステイスマナ費用 Beban pendapatan istishna XXX イステイスマナ資産 (契約 Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX 仮勘定)	イステイスマナ利益(決済部分) Pendapatan istishna XXX
12	工事完成基準を利用した契約期間終了時の損失の認識 イステイスマナ損失 (イス Kerugian istishna (sebesar selisih antara XXX ティシユナの収入と費用 pendapatan dan beban istishna) XXX の差に等しい)	イステイスマナ資産 (契約 Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX 仮勘定)
13	注文品が生産されたとき イステイスマナ利益(決済部分) Persediaan istishna XXX	イステイスマナ資産 (契約 Aktiva istishna dalam penyelesaian XXX 仮勘定)
14	売り手が注文した商品を買入手に配達するとき イステイスマナ終了分 Termin istishna XXX	イステイスマナ利益(決済部分) Persediaan istishna XXX
15(1)	買入手に割引を与える (1) 直接割引 イステイスマナ利益(決済部分) Pendapatan istishna XXX	イステイスマナ未収入金 Piutang istishna XXX
15(2)	払い戻しされた場合 割引費用 (ムカサ) Beban potongan (muqasah) XXX	現金 (買入手が負債を支 Kas (dibayar setelah membeli XXX 払った後に支払われる) piutangnya)

(出典) Rifqi Muhammad (2018) Akuntansi Keuangan Syariah; Konsep dan Implementasi PSAK Syariah, P3E1 Press, pp.277-278.

産を認識する。顧客は売り手に価格見積書及びその他の関連書類の提供を要求する。売り手は顧客の要望に応じて価格見積書・小冊子・期間と条件・その他の関連書類を提供する。その後、顧客はイスラム銀行に接触し、住宅購入金融のための必要となる文書の提供を求める。顧客は詳細な住宅設計書と引渡日を定めた書類をイスラム銀行に提出する。イスラム銀行は顧客のクレジット価値の審査を行い、価格条件・引渡日・設計書・支払計画・その他必要条件を決定したイスティスナ契約に署名し、建設業者とパラレル・イスティスナ契約を締結し、顧客との最初のイスティスナ契約に記載された設計書・価格・引渡日に基づいて建設業者に注文が行われる。建設業者は同意した期間と条件にしたがった同意書に署名し、建設業者は住宅を開発または建設し、イスラム銀行から建設の段階に応じて合意した期間の支払 3,000 を受ける。建設業者は住宅を建設し、完全な住宅を顧客に直接引渡を行う。顧客は同意した支払計画に基づいて、住宅の原価 3,000 及びイスラム銀行の利益 1,000 を上乗せした割賦金の支払 (400×10) をイスラム銀行に対して行う。

(6) ムシャラカの仕組みと会計

ムシャラカはイスラム銀行と顧客が共同で行うパートナーシップの一種である。ムシャラカでは、プロジェクトに対してイスラム銀行と顧客が同等または出資比率に応じて出資を行う契約である。その後、イスラム銀行と顧客はパーマネント基準又は遞減基準によって資本の所有者となり、利益の分配を受けることになる⁶⁸。ムシャラカの取引では、「出資額によるプロラタ（比例按分）方式での収益配分に加え、段階的な銀行の出資金の償還も行い、一定期間経過後には銀行の出資金がゼロとなり、当該事業のパートナーから脱退する低減型のスキーム」⁶⁹が存在する。

パートナーシップファイナンスによるムシャラカの取引構造は以下の通りである⁷⁰。まず、顧客はイスラム銀行に新しいプロジェクトについての詳細な事業計画・役割・責任・損益分配比率 (profit and loss sharing percentage)

表 4-7 ムシヤラカカの仕訳処理

番号	借方 (Dr)	貸方 (Cr)
1	業務担当パートナーがムシヤラカカから現金を受け取ったとき 現金 Kas XXX	ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah XXX
2(a)	業務担当パートナーがムシヤラカカから非現金資産を受け取った場合 (a) 受け取った資産の公正価値が帳簿価値よりも低い場合 非現金資産 (帳簿価値) Aktiva non kas (sebesar nilai buku) XXX	資産受取利益 Kerugian penerimaan aktiva ムシヤラカ投資 (帳簿価値) Investasi Musyarakah (sebesar nilai buku) XXX
2(b)	受け取った資産の公正価値が帳簿価値よりも高い場合 非現金資産 (帳簿価値) Aktiva non kas (sebesar nilai buku) XXX	ムシヤラカ投資 (帳簿価値) Investasi Musyarakah (sebesar nilai buku) XXX
3(a)	資産受取損失 Keuntungan penerimaan aktiva XXX ムシヤラカ契約費用の認識 (a) 費用が発生した場合	現金 Kas XXX
3(b)	ムシヤラカ契約費用 Beban Akad Musyarakah XXX 契約費用が費用として認識される場合	
3(c)	仕訳なし Tidak ada jurnal 契約費用が、合意に基づき、ムシヤラカ投資の一部として認識される場合	
4	ムシヤラカ契約費用 Beban Akad Musyarakah XXX	ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah XXX
5	ムシヤラカ利益の支払い Keuntungan Bagi Hasil Musyarakah XXX ムシヤラカ利益分配の認識	現金 Kas XXX
6	ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah XXX 経営者の過失による損失の認識	ムシヤラカ利益分配損益 Kerugian Bagi Hasil Musyarakah XXX
7	ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah XXX 他のムシヤラカパートナーに譲渡することによるムシヤラカ資本の減少が返済	ハッシュブパートナーへの Hutang kepada Mitra Pasif XXX 現金 Kas XXX

8	公正価値の非現金ムシヤラカ資産が、取得原価よりも低い ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah	XXX	ムシヤラカ資金調達決済 損益 (帳簿価額) 非現金資産 (公正価額)	kerugian Musyarajah (sebesar nilai buku) Aktiva non kas (sebesar nilai wajar)	Pembiayaan Musyarajah (sebesar nilai buku) XXX XXX
9	公正価値の非現金ムシヤラカ資産が、取得原価よりも高い ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah	XXX	非現金資産 (帳簿価額)	Aktiva non kas (sebesar nilai buku)	XXX
10	ムシヤラカ資金調達決済 損益 (帳簿価額) Keuntungan Penyelesaian Pembiayaan Musyarajah (sebesar nilai buku)	XXX	ムシヤラカ投資がバツシブパートナーに支払われていない場合 ムシヤラカ投資 Investasi Musyarakah	Hutang kepada Mitra Pasif	XXX

(出典) Rifqi Muhammad (2018) Akuntansi Keuangan Syariah; Konsep dan Implementasi PSAK Syariah, P3EI Press, pp.382-383.

を提出する。イスラム銀行は顧客によって提供された文書やその他の必要な情報に基づいて、必要不可欠な評価を行う。その後、継続的に再調査を行いながら、イスラム銀行と顧客はムシャラカ契約に署名し、50%対50%の比率で資金提供を行い、プロジェクトを実行し、事業を管理し、契約において事前に同意した条件に従って責任を分配する。

ビジネス・ベンチャーにおいて利益が発生した場合、その利益は事前の契約で同意した内容に従って、イスラム銀行と顧客の間で分配される。上記の場合では、イスラム銀行と顧客の利益分配比率はそれぞれ40%と60%であり、プロジェクトから利益の分配が行われる。

ビジネス・ベンチャーにおいて損失が発生した場合、その損失は事前の契約で同意した内容に従って、イスラム銀行と顧客の間で分配される。上記の場合では、イスラム銀行と顧客の利益分配比率はそれぞれ50%と50%である。

(7) ムダラバの仕組みと会計

ムダラバ (Mudharabah; profit sharing) は資金提供者であるラブアルマル (rab al-mal) と事業家であるムダリブ (mudharib) の間で合意したパートナーシップ契約である。ムダラバでは、顧客がイスラム銀行に投資勘定を開設すると、イスラム銀行と顧客の間でムダラバ基準に基づいた契約関係が成立する。イスラム銀行は資金提供者としてムダラバ基準に基づいて資金の提供を行う⁷¹。

ムダラバでは、「事業家 (運用者) が資金を投資・運用することで利潤を上げ、それを配当として出資者に環流する契約である。出資者は、事業家によって投資が行われることを認識した上で自分の資金を提供する。そのため、出資者が事後に受け取るのは事業家による投資・運用の成果としての配当」⁷² である。

ムダラバによるパートナーシップファイナンスの取引構造は以下の通りである⁷³。まず、イスラム銀行の顧客はムダラバ契約に基づきシャリア・コンプラ

表 4-8 ムダラバの仕訳処理

番号	借方 (Dr)	貸方 (Cr)
1	銀行がムダリブに現金を支払ったとき ムダラバ貸出金 Pembiayaan Mudharabah	現金 Kas
2(a)	銀行が非現金資産をムダリブに譲渡する場合 (a) 譲渡された資産の公正価値が帳簿価額よりも低い場合 ムダラバ貸出金 (公正価値) Pembiayaan Mudharabah (sebesar nilai wajar)	非現金資産 aktiva non-kas
2(b)	資産譲渡損失 Kerugian penyerahan aktiva 譲渡された資産の公正価値が帳簿価額よりも高い場合 ムダラバ貸出金 (公正価値) Pembiayaan Mudharabah (sebesar nilai wajar)	資産譲渡利益 Keuntungan Penyelesaian aktiva
3(a)	非現金資産 (公正価値) aktiva non-kas (sebesar nilai wajar)	XXX
3(b)	ムダラバ費用の認識 (a) 契約費用が発生した場合 ムダラバ契約費用 Beban akad Mudharabah	現金 Kas
3(c)	ムダラバ契約費用が費用として認識される場合 仕訳なし Tidak ada jurnal	XXX
4	契約が資金調達として認識されている場合 ムダラバ貸出金 Pembiayaan Mudharabah	ムダラバ契約費用 Beban akad Mudharabah
5	ムダリブの過失なしに、損害またはその他の原因により、非現金資産の形でムダラバ融資の一部が開始前に失われた場合 ムダラバ資金損失 Kerugian pembiayaan Murabahah	ムダラバ貸出金 Pembiayaan Mudharabah
6	ムダリブの過失なしに、損害またはその他の原因により、作業開始後にムダラバの資金調達の一部が失われた場合、契約が終了すると銀行の利益分配で補償される 仕訳なし Tidak ada jurnal	XXX
7	ムダラバ利益の受け取り 現金 Kas	ムダラバ利益分配収入 Pendapatan bagi hasil Mudharabah
	ムダリブの過失によるものではない損失の記録 ムダラバ資金調達損失 Kerugian bagi hasil Mudharabah	ムダラバ貸出金 Pembiayaan Mudharabah

8	ムダリブの過失から生じる損失の記録 ムダラバ利益分配未収入金	Piutang bagi hasil Mudharabah XXX	ムダラバ貸出金	Pembiayaan Mudharabah	XXX
9	契約期日または期日までのムダラバ融資の返済 現金	Kas XXX	ムダラバ貸出金	Pembiayaan Mudharabah	XXX
10	公正価値の非現金ムダラバ資産が、取得原価よりも低い場合 非現金資産 ムダラバ資金調達損失	Aktiva non-kas Kerugian penyelesaian pembiayaan Mudharabah XXX	ムダラバ貸出金	Pembiayaan Mudharabah	XXX
11	公正価値の非現金ムダラバ資産が、取得原価よりも高い場合 非現金資産	Aktiva non-kas XXX	ムダラバ資金調達利益	Keuntungan penyelesaian pembiayaan Mudharabah	XXX
12	ムダラバの契約が満期前に終了し、損失がムダリブの過失によるものではない場合、ムダラバの資金調達損失が発生する ムダラバ資金調達損失	Kerugian bagi hasil Mudharabah XXX	ムダラバ貸出金	Pembiayaan Mudharabah	XXX

(出典) Rifqi Muhammad (2018) Akuntansi Keuangan Syariah; Konsep dan Implementasi PSAK Syariah, P3E I Press, pp.334-336.

イアンスのプロジェクトを認識する。プロジェクトに対して、顧客は専門技術を提供し、イスラム銀行は資金を提供する。

プロジェクトにおいて、利益が発生した場合、ムダラバ契約に基づいて、イスラム銀行と顧客の間で事前に決められた比率（イスラム銀行 50% 顧客 40%）で利益の分配が行われる。

プロジェクトにおいて、損失が発生した場合、資本提供者として、イスラム銀行はすべての損失を負担する。

5. おわりに

イスラム金融はシャリアによって認められた契約形態によって、イスラム取引契約やイスラムパートナーシップ契約などに区分することができる。特に、イスラム取引契約は実物資産を介在した取引であり、利子を禁止しているシャリアを背景として形成された取引であり、これまで考察したムラバハ、バイピサマンアジル、イジャラ、イスティスナなどがイスラム取引契約に該当する。イスラム取引契約はその契約の種類によって、繰延一時払売上契約（ムラバハ）、繰延割賦売上契約（バイピサマンアジル）、リース契約（イジャラ）、製造売上契約（イスティスナ）に区分することができる。ムラバハやバイピサマンアジルでは、イスラム銀行が商品・原材料を購入し、資金を持たない事業家に提供し、商品・原材料の原価にマージンを上乗せするため、そのマージンは、取引金額に基づいて決定するため利子とはならない。イジャラでは、イスラム銀行が顧客に対して実物資産を賃貸借するため、利子は発生しない。イスティスナでは、実物資産の製造または建設後、顧客が後払いで支払を行う金融であり、利子が発生しない。

これに対して、イスラムパートナーシップ契約は事業投資を介在した取引であり、利益とリスクを分かち合うというシャリアの考え方から形成された取引であり、これまで考察したムシャラカやムダラバなどがイスラムパートナーシップ契約に該当する。ムシャラカはジョイントベンチャー利益分配契約の代表的

な取引であり、ムダラバは信託利益分配契約の代表的な取引である。ムシャラカ及びムダラバのどちらも利益分配型の資本取引であり、投資によって発生した利益は配当金として認識されたため利子とはならない。

イスラム金融では、ムラバハ、バイピサマンマンアジル、ムダラバ、ムシャラカ、イジャラ、イスティスナなど様々なイスラム金融取引が行われているが、いずれの取引においても無利子の金融が行われており、イスラム銀行と顧客の関係は、一般銀行のような利子の受け渡しがある債権者と債務者の関係ではなく、イスラム金融取引の種類によって、売り主と買い主、出資者と事業家、あるいは、賃貸人と賃借人の関係になっているといえる。

さらに、イスラム金融では、無利子だけでなく、独特の所有権の考え方が存在している。資本主義経済では、企業や個人などの私的所有が一般的であるが、イスラム経済では、万物の所有権がアラーにあるとされている⁷⁴。この結果、イスラム金融では、所有権に関するイスラムの考え方に矛盾しないような取引が行われている。バイピサマンマンアジルでは、イスラム銀行が銀行顧客に代わって住宅や自動車を購入し、使用者である銀行顧客から利子ではなく、原価にマージンを上乘せし、分割払いで購入代金を受け取っている。また、イジャラでは、イスラム銀行が資産の使用権の売買を行っている。この場合、イスラム銀行は資産の使用者である銀行顧客から利子ではなく、一定期間リース料を受け取っている。イスラム金融では、利子及び所有権を回避し、また、不確実性のある取引の禁止、賭博・投機の禁止、酒・豚肉・ポルノグラフィなど禁止商品 (Haram) の生産の禁止など、シャリアに反する行為を避けながらイスラム金融を行っている。

本論文では、イスラム取引契約のムラバハ、バイピサマンマンアジル、イジャラ、イスティスナについて、イスラムパートナーシップ契約のムシャラカ、ムダラバについて、さらに、これらの基本スキーム (ムダラバ、ムシャラカ、イジャラ、イスティスナ) を債券に応用したスクーク (イスラム債券) について、その取引と会計処理を明らかにした。商品売買契約であるムラバハでは、「資産

転売契約によるファイナンス」を伴ったムラバハの取引構造について検討し、イスラム銀行が顧客に対して売上利益を上乗せした価格で資産を転売する会計処理を明らかにした。割賦商品売買契約であるバイピサマンアジルでは、「バイピサマンアジルを利用した住宅ファイナンス」、「バイピサマンアジルを利用した運転資本ファイナンス」、「バイピサマンアジルを利用した巡礼資金ファイナンス」について検討し、特に、住宅ファイナンスでは、顧客が売上利益を上乗せした価格を分割して返済する会計処理を明らかにした。リース契約であるイジャラでは、「イジャラを利用した住宅リースファイナンス」、「イジャラを利用した固定資産リースファイナンス」、「所有権付イジャラを利用した住宅リースファイナンス」について検討し、特に、住宅リースファイナンスでは、イスラム銀行が住宅を購入し、顧客にリースする会計処理を明らかにした。プロジェクトファイナンス契約であるイスティスナでは、イスティスナの取引構造について検討し、イスラム銀行がプロジェクトの資金を提供し、顧客は完成後に売上利益を上乗せした価格を支払う会計処理を明らかにした。イスラムパートナーシップ契約であるムシャラカ及びムダラバでは、「ムシャラカによるパートナーシップファイナンス」、「ムダラバによるパートナーシップファイナンス」について検討し、イスラム銀行と顧客の間の利益分配であるムシャラカ投資利益及びムダラバ投資利益についての会計処理を明らかにした。さらに、イスラム債券であるスクークでは、「ムダラバ・スクークの構造」、「ムシャラカ・スクークの構造」、「イジャラ・スクークの構造」、「イスティスナ・スクークの構造」について検討し、すべてのスクーク取引の会計処理を明らかにしている。

最後に、本論文において明らかになった点は以下の通りである。第1に、イスラム銀行では、損益分配システムを採用しているため、プロジェクトなどで損失が発生した場合も、イスラム銀行は投資割合などに応じて損失を負担するため、高いリスクを持った銀行であるといえる。しかしながら、金融サービスの側面から分析すると、商業銀行（貸出金・預金の取引）、投資銀行（ムダラバ・ムシャラカの取引）、保険会社（タカフルの取引）の機能を持ったハイブ

リッドの銀行であるといえる。第2に、1997年のアジア通貨金融危機及び2008年のリーマン・ショックによる金融危機にもかかわらず、イスラム銀行の当期純利益は大きな影響を受けていない。これは、イスラム銀行がシャリアにしたがって、「利子であるリバの禁止」、「不明瞭な取引であるガラルの禁止」、「投機行為であるマイシルの禁止」の観点から事業活動を行っているため、金融危機による影響が少ないと考えられる。第3に、イスラム銀行の収益性と安全性を商業銀行と比較すると、必ずしも高いとはいえない。これは、イスラム銀行の本来の目的が利益追求ではなく、ムスリムを対象として、低コストで資金調達や資金運用を行う社会貢献のための銀行であるためである。

注

- 1 シャリアはもともと水場に至る道を意味し、アッラーへの道を表現している。アッラーが示した人間が行うべき正しい道を示したイスラム法であり、イバダート（儀礼・宗教規範）とムアマラト（法律・行動規範）に区分される。シャリアでは、ムスリムの日常生活の行動を支配する行動基準として、義務行為、推奨行為、許容行為、嫌悪行為、禁止行為の5つに区分している。
- 2 ハラムは義務行為であるワジブの反対であり、イスラムによって厳格に禁止されている行為である。ハラムにおいて利子であるリバ、投機行為であるマイシル、不明瞭な契約であるガラル、宗教上認められない事業活動（豚肉、アルコール、タバコ、武器、麻薬など）が禁止されている。イスラムでは、ハラムをなした者にのみ刑罰が科せられる。
- 3 リバは、もともとアラビア語で増加、成長、上昇・高慢を意味している。リバはリスク負担や役務を伴わないで資産を増殖させる行為であるため、シャリアでは不当利得とみなされて禁止されている。クルアーン第2章では、商売を行うことは認めているが、リバは禁止している。また、リバの帳消しを求めているが、元金の返済は認めている。ハーデイス（預言者の言行録）では、直接取引による等価交換が求められ、リバを禁止している。
- 4 マレーシアでは「イスラム金融取引」「イスラム銀行」と呼ばれるが、インドネシアでは「シャリア金融取引」「シャリア銀行」と呼ばれている。
- 5 (Zaidi, 2006, p.1)
- 6 (Khir, 2008, pp.14-15)
- 7 コーランともいう。アラビア語で書かれたイスラムの根本聖典であり、114章からなり、それぞれに名称がついている。イスラムでは、クルアーンに、人間生活のすべてについて、精神的な美徳、宗教儀礼、生活規範などのあらゆる面に関する教えが書かれており、イスラムの教えに従って暮らすことによって、心の平安を得ることができると考えている。
- 8 (Haron, 2001, pp.15-16) (町田, 2005, p.77)

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

- 9 (Haron、2001, pp.15-23) (櫻井、2008, P.34)
- 10 (Haron、2001, p.24) (宮崎、2008, p.40)
- 11 (Khir、2008, pp.2-27) (Devi、2004, p.214)
- 12 (Halon、2001, p.45)
- 13 (井筒、2009a, pp.80-81)
- 14 (井筒、2009a, pp.81)
- 15 (井筒、2009a, p.113)
- 16 (井筒、2009a, p.166)
- 17 (井筒、2009a, p.81)
- 18 (井筒、2009, p.81)
- 19 (谷、1986, p.37)
- 20 (小杉、2010, p.22)
- 21 (谷、1986, p.37)
- 22 (北村、2008, p.133)
- 23 (北村、2008, p.133)
- 24 (北村、2008, p.134)
- 25 (Halon、2001, p.58)
- 26 (櫻井、2008, p.73)
- 27 (櫻井、2008, p.73)
- 28 (近沢、1988a, pp.8-9)
- 29 (櫻井、2008, p.74)
- 30 (近沢、1988a, pp.5-6)
- 31 (吉野、2002, pp.42-43)
- 32 (前田、2008, pp.44-45)
- 33 (小杉他、2010, pp.24-28)
- 34 (Khir、2008, p.36)
- 35 (北村、2008, p.21) (谷、1986, p.29) (田中、1991, p.78)
- 36 (谷、1986, p.30)
- 37 (吉田、2007, p.35)
- 38 (イスラム金融検討会、2008, pp.28-29)
- 39 (イスラム金融検討会、2008, p.29)
- 40 (イスラム金融検討会、2008, p.29)
- 41 (イスラム金融検討会、2008, p.30)
- 42 (廣田、2007, p.19)
- 43 (斎藤、2015, p.37)
- 44 (北村、2008, p.21)
- 45 (Haron、2001, pp.16-17)
- 46 (IBA、1987, para.1)
- 47 (IBA、1987, para.3)
- 48 シャリア会計基準以外に、Bultek 5 (Buletin SAK Syariah 5、シャリア会計公報)

が公表されている。(http://iaiglobal.or.id/v03/standar-akuntansi-keuangan/buletin-teknis-sas)

- 49 (Khir, 2008, pp.58-61) (イスラム金融検討会、2008, pp.30-32)
- 50 (Iqbal, 2007, p.87)
- 51 (吉田、2007, p.54)
- 52 (Khir, 2008, pp.130-131)
- 53 (Iqbal, 2007, p.91)
- 54 (Khir, 2008, pp.117-118)
- 55 (Khir, 2008, pp.118-119)
- 56 (Khir, 2008, p.119)
- 57 (Khir, 2008, pp.112-113)
- 58 (Khir, 2008, p.114)
- 59 (Iqbal, 2007, p.84)
- 60 (AAOIFI, 2008, p.264)
- 61 (吉田、2007, pp.63-64)
- 62 (Khir, 2008, p.144)
- 63 (Khir, 2008, p.141)
- 64 (Moore, 2009, p.49)
- 65 (Iqbal, 2007, p.86)
- 66 (AAOIFI, 2008, pp.308-309)
- 67 (Khir, 2008, pp.184-185) (Moore, 2008, p.45)
- 68 (AAOIF, 2008, p.191)
- 69 (糠谷、2007a, pp.48-50)
- 70 (Khir, 2008, pp.162-163)
- 71 (Ismail, 2001, pp.21-22)
- 72 (吉田、2007, pp.56-58)
- 73 (Moore, 2009, pp.36-37)
- 74 (吉野、2002, pp.37-38)

参考文献

- AAOIFI (2011), Accounting and Auditing Organisation for Islamic Financial Institutions (AAOIFI), <http://www.aaoifi.com/>
- AAOIFI (2010), Accounting, Auditing and Governance Standards for Islamic Financial Institution, 1431H-2010, AAOIFI.
- AAOIFI (2008), Shari'a Standards for Islamic Financial Institutions 1429H-2008, AAOIFI.
- Abdul-Rahman (2010), Yahia Abdul-Raman, The Art of Islamic Banking and Finance: Tools and Techniques for Community-Based Banking, John Wiley & Sons, 2010.
- Abdul Rahman (2010), Abdul Rahim Abdul Rahman, An Introduction to Islamic

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

- Accounting; Theory and Practice, CERT Publications.
- Ahmed (2007), Shakh Mahmud Ahmad, Towards Interest-Free Banking, Adam Publishers & Distributors, 2007.
- Ahmed (2006), Salahuddin Ahmed, Islamic Banking Finance and Insurance: A Global Overview, A.S..Noordeen, 2006.
- Alam (2007), Nafis Alam and Bala Shanmugam ed., Islamic Finance: The Challenges Ahead, Universiti Putra Malaysia Press, 2007.
- Al-Amine (2001), Muhammad Al-Bashir Muhammad Al-Amine, Istisina' (Manufacturing Contract) in Islamic Banking and Finance: Law & Practice, A.S.Noordeen, 2001.
- Al-Harran (2008), Dr. Saad Al-Harran, Current Issues in Islamic Banking & Finance, Xlibris, 2008.
- Ali (2008), Husniyati Ali, Ismah Osman, Jaizah Othman and Hasbullah Othman, Islamic Financial Services, University Publication Centre (UPENA), 2008.
- Ali (2009), Mir Ahmed Ali, Prohibition of Usury: Islamic and Jewish Practices, Outskirts Press, 2009.
- Alwi (2007), Syed Alwi Mohamed Sultan, A Mini Guide to Shari'ah Audit for Islamic Financial Institutions - A Primer, CERT Publications, 2007.
- Alwi (2008), Syed Alwi Mohamed Sultan, A Mini Guide to Accounting for Islamic Financial Products - A Primer, CERT Publications, 2008.
- Anwar (2005), Muhammad Anwar and Mohamad Aslam Haneef, Studies in Islamic Banking and Finance in the 21st Century: Theory and Practice, International Islamic University Malaysia, 2005.
- Archer (2007), Simon Archer and Rifaat Ahmed Abdel Karim, Islamic Finance: The Regulatory Challenge, John Wiley & Sons (Asia), 2007.
- Askari (2010), Hossein Askari, Zamir Iqbal and Abbas Mirakhor, Globalization and Islamic Finance Convergence: Prospects, and Challenges, John Wiley & Sons (Asia), 2010.
- Askar (2010), Hossein Askari, Zamir Iqbal, Noureddine Krcchene and Abbas Mirakhor, The Stability of Islamic Finance: Creating a Resilient Financial Environment for a Secure Future, John Wiley & Sons (Asia), 2010.
- Ayub (2007), Muhammad Ayub, Understanding Islamic Finance, John Wiley & Sons, 2007.
- Baydoun (2000). Nabil Baydoun and Roger Willett, "Islamic Corporate Reports", Abacus, Vol. 36, No. 1, 2000, pp.71-90.
- Dar (2000), Humayon A. Dar and John R. Presley, "Lack of Profit Loss Sharing in Islamic Banking: Management and Control Imbalances," International Journal of Islamic Financial Services, Vol.2, No.2, 2000, pp.3-18.
- Devi (2004), S. Susela Devi, Keith Hooper and Howard Davey, Accounting Theory & Practice: A Malaysian Perspective, Pearson Malaysia, 2004.
- El-Gamal (2009), Mahmoud A. El-Gamal, Islamic Finance: Law, Economics, and

- Practice, Cambridge University Press, 2009.
- El-Hawary (2007), Dahlia El-Hawary, Wafik Grais and Zamir Iqbal, "Diversity in the Regulation of Islamic Financial Institutions," *The Quarterly Review of Economics and Finance*, Vol.46, No.5, 2007, pp.778-800.
- Elsefy (2007), Hossam Elsefy, *Islamic Finance: A Comparative Jurisprudential Study*, University Malaya Press, 2007.
- Furywardhana (2009), Firdaus Furywardhana, *Akuntansi Syariah Mudah dan Sederhana*, PPPS, 2009.
- Gafoor (2003), A.L.M. Abdul Gafoor, *Interest-Free Commercial Banking*, Revised Edition, A.S.Noordeen, 2003.
- Haron (2001), Sudin Haron and Bala Shanmugam, *Islamic Banking System: Concepts & Applications*, Pelanduk Publications, 2001.
- Haron (2009), Sudin Haron and Wan Nursafiza Wan Azmi, *Islamic Finance and Banking System: Philosophies, Principles & Practices*, McGraw-Hill (Malaysia), 2009.
- Hassan (2005), Vaseehar Hassan, Bala Shanmugam and Vignes Perumal ed., *Corporate Governance: An Islamic Paradigm*, Universiti Putra Malaysia Press, 2005.
- IBA (1983), *Islamic Banking Act (1983)*.
- Ibrahim (2005), Shahul Hameed Bin Mohamed Ibrahim, "The Need for Fundamental Research in Islamic Accounting," *Issues in Islamic Accounting*, 2005, pp.18-42..
- Iqbal (2007), Zamir Iqbal & Abbas Mirakhor, *An Introduction to Islamic Finance: Theory and Practice*, John Wiley & Sons(Asia), 2007.
- IRTI (2007), Islamic Reserch and Training Institute (IRTI), *Islamic Financial Services Industry Development: Ten-Year Framework and Strategies*, Islamic Development Bank, 2007.
- Ismail (2001), Dr. Hamzah ismail and Radziah Abdul Latiff, *Survey & Analysis of Financial Reporting of Islamic Banks Worldwide*, HIZI Print, 2001.
- Ismail (2013), Rifki Ismail, *Islamic Banking in Indonesia*, Wiley, 2013.
- Kamla (2006), Rania Kamla, Sonja Gallhofer and Jim Haslam, "Islam, Nature and Accounting: Islamic Principles and the Notion of Accounting for the Environment," *Accounting Forum*, Vol.30, No.3, 2006, pp.245-265.
- Kamali (2006), Mohammas Hashim Kamali, *Equity and Fairness in Islam*, IImiah Publishers, 2006.
- Kamaruddin (2004), Khairul Anuar Kamaruddin, Muhd Kamil and Mustafa Mohamed Zain ed. *Financial Reporting in Malaysia: Some Empirical Evidence*, Utusan Publications & Distributors, 2004.
- Kante (2006), Aboubacar Salihou kante, *Credit Cards from the Islamic Legal Perspective*, IImiah Publishers, 2006.
- Karim (1990), Rifaat Ahmed Abdel Karim, "Standard Setting for the Financial Reporting of Religious Business Organizations: The Case of Islamic Banks," *Accounting and Business Research*, Vol. 20, No. 80, 1990, pp.299-305.

- Karim (1995), Rifaat Ahmed Abdel Karim, "The Nature and Rationales of a Conceptual Framework for Financial Reporting by Islamic Banks," *Accounting and Business Research*, Vol. 25, No. 100, 1995, pp.285-300.
- Karim (2001), Rifaat Ahmed Abdel Karim, "International Accounting Harmonization, Banking Regulation, and Islamic Banks," *The International Journal of Accounting*, Vol.36, No.2, 2001, pp.169-193.
- Karim (2005), Ir. Adiwaman A. Karim, *Islamic Banking: Figh and Financial Analysis*, RajaGrafindo Persada, 2005.
- Kettell (2010), Brian Kettell, *Frequently Asked Questions in Islamic Finance*, John Wiley and Sons, 2010.
- KFH (2010a), Kuwait Finance House (KFH), "Islamic Home Financing," *Islamic Finance Research*, 21 January, 2010, pp.1-10.
- KFH (2010b), Kuwait Finance House (KFH), "Malaysia: Islamic Banking," *Islamic Finance Research*, 13 May, 2010, pp.1-11.
- Khan (1987), Mohsin S. Khan and Abbas Mirakhor, *Theoretical Studies in Islamic Banking and Finance*, Islamic Publications International, 1987.
- Khan (2008), Salar M. Khan, *Islamic Banking & Finance: Shariah Guidance on Principles Practices*, A.S.Noordeen, 2008.
- Kharofa (2007), Prof. Dr. Ala'Eddin Kharofa, *Usury (Interest) of Riba*, A.S.Noordeen, 2007.
- Khair (2008), Kamal Khair, Lokesh Gupta and Bala Shanmugam, *Islamic Banking: A practical Perspective*, Pearson Malaysia, 2008.
- Lahsasna (2010), Dr. Ahcene Lahsasna, *Q & A in Islamic Finance*, CERT Publications, 2010.
- Laldin (2008), Dr. Mohamad Akram Laldin, *Fundamentals and Practices in Islamic Finance*, International Shari'ah Research Academy for Islamic Finance, 2008.
- Lee (2007), Mei Pheng Lee and Ivan Jeron Detta, *Islamic Banking & Finance Law*, Pearson Malaysia, 2007.
- Lewis (2001), Mervyn K. Lewis, "Islam and Accounting," *Accounting Forum*, Vol.25, No.2, 2001, pp.103-127.
- Maali (2006), Bassam Maali, Peter Casson and Christopher Napier, "Social Reporting by Islamic Banks," *Abacus*, Vol. 42, No. 2, 2006, pp.266-289.
- Maurer (2002), Bill Maurer, "Anthropological and Accounting Knowledge in Islamic Banking and Finance: Rethinking Critical Accountings," *Journal of the Royal Anthropological Institute*, Vol.8, No.4, 2002, pp.645-667.
- Mahani (2009), Nik Mahani Mohamad, *Between Islamic Banking and the Gold Dinar: A Compilation of Paper & Articles*, Saba Islamic Media, 2009.
- Mahathir (2006), Mahathir Mohamad, *Islam, Knowledge and Other Affairs*, MPH Publishing, 2006.
- Mirza (1999), Malik Mirza and Nabil Baydoun, "Accounting Policy Choice in an Inter-

- est-Free Environment," Working paper No.1999-014 Queensland University of Technology, 1999, pp.1-12.
- Moore (2009), Elisabeth Jackson-Moore, *The International Handbook of Islamic Banking and Finance*, Global Professional Publishing, 2009.
- Mustafa et al. (2011), Hajah Mustafa Mohd Hanefah, and Akihiro Noguchi "Accounting for Sukuk," Proceedings of 126th JAA Chub Regional Meeting, Aichi Toho University, 2011-4-16.
- Mustafa (2011), Hajah Mustafa Mohd Hanefah, "Harmonization of IFRS and AAOIFI Standards for Sukuk," Proceedings of 204th Economic Research Center Workshop, Nagoya University, 2011/7/1.
- Mustafa (2012), Mustafa Mohd Hanefah, Zurina Shafii, Supiah Salleh and Murazalia Zakaria, *Governance and Shariah Audit in Islamic Financial Institutions*, USIM Press, 2012.
- Mutalib (2008), Hussin Mutalib, *Islam in Southeast Asia*, Institute of Southeast Asian Studies, 2008.
- Napier (2007) Christopher Napier, "Other Cultures, Other Accountings? Islamic Accounting from Past to Present," 5th Accounting History International Conference, 2007, pp.1-34.
- Nyazee (2002), Imran Ahsan Khan Nyazee, *Islamic Law of Business Organization Partnerships*, The Other Press, 2002.
- Nyazee (2002), Imran Ahsan Khan Nyazee, *Islamic Law of Business Organization Partnerships*, The Other Press, 2002.
- Olson et al. (2008), Dennis Olson and Taisier A. Zoubi, "Using Accounting Ratios to Distinguish between Islamic and Conventional Banks in the GCC Region," *The International Journal of Accounting*, Vol.43, No.1, 2008, pp.45-65.
- Pramanik ed. (2007), Ataul Huq Pramanik ed., *Islamic Banking: How Far Have We Gone*, International Islamic University Malaysia, 2007.
- Pomeranz (1997), Felix Pomeranz, "The Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions: An Important Regulatory Debut," *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, Vol.6, No.1, 1997, pp.123-130.
- Ratmono et al. (2005), Dwi Latmono and Fuad mas'ud, "Cultural Influence on Perceived Usefulness of Islamic Corporate Reporting Model," *Jurnal Akuntansi & Auditing Indonesia*, Vol.9, No.2, 2005, pp.95-116.
- Raman (2010), Abdul Rahim Abdul Rahman, *An Introduction to Islamic Accounting : Theory and Practice*, CERT Publications.
- Rehman (2010), Aamir A. Rehman, *Gulf Capital & Islamic Finance: The Rise of the New Global Players*, McGraw Hill, 2010..
- Rifqi (2018), Rifqi Muhammad, *Akuntansi Keuangan Syariah; Konsep dan Implementasi PSAK Syariah*, P3EI Press, 2018.
- Rosly (2005), Saiful Azhar Rosly, *Critical Issues on Islamic Banking and Financial*

- Market: Islamic Economics, Banking and Finance, Investments, Takaful and Financial Planning, Dinamas, 2005.
- Shanmugam (2004), Bala Shanmugam, Vignesen Perumal and Alfieya Hanuum Ridrwa, Islamic Banking: An International Perspective, Universiti Putra Malaysia Press, 2004.
- Shanmugam (2005), Bala Shanmugam, Vignesen Perumal and Alfieya Hanuum Ridzwa ed., Issues in Islamic Accounting, Universiti Putra Malaysia Press, 2005.
- Siddiqi (2003), Muhammad Nejatullah Siddiqi, Banking without Interest, Markazi Maktaba Islami Publishers, 2003.
- Siddiqi (2006), Muhammad Nejatullah Siddiqi, Banking without Interest, Revised Edition, The Islamic Foundation, 2006.
- Singh (2007), Bhpinder Singh, "Islamic Banking: The New Battleground in Malaysia," The Malaysian Accountant, February, 2007, pp.3-5.
- Sulaiman (2003), Maliah bt. Sulaiman, "The Influence of Riba and Zakat on Islamic Accounting," Indonesian Management and Accounting Review, Vol.2, No.2, 2003, pp.149-167.
- Sulaiman (2001), Maliah Sulaiman and Roger Willett, "Islam, Economic Rationalism and Accounting," The American Journal of Islamic Social Sciences, Vol.18, No.2, 2001, pp.1-36.
- Sulaiman (2002), Maliah bt. Sulaiman and Roger Willett, "Using the Hofstede-Grey Framework to Argue Normatively for an Extension of Islamic Corporate Reports," International Islamic University Malaysia Working Paper, No.2002-005, 2002, pp.1-37.
- Sulaiman (2005), Maliah Sulaiman, Islamic Corporate Reporting between the Desirable and the Disired, International Islamic University Malaysia, 2005.
- Usmani (2001), Maulana Justice Muhammad Taqi usmani, *The Text of the Historic Judgement on Riba (Interest)*, The Other Press, 2001.
- Usmani (2002), Muhammad Imran Ashraf Usmani, *Meezanbank's guide to Islamic Banking*, Darul-Ishaat, 2002.
- Usmani (2008), Muhammad Taqi Usmani, *An Introduction to Islamic Finance*, Idara Isha'at-E-Diniyat, 2008.
- Uzair (2000), Dr. Mohammad Uzair, *Interest-Free Banking*, Nice Printing Press, 2000.
- Wasilah (2009), Sri Nurhayati Wasilah, *Akuntansi Syariah di Indonesia Edisi 2*, Penerbit Selemba Empat, 2009.
- Yatim (2007), Mohd. Nasir Mohd. Yatim and Amirul Hafiz Mohd. Nasir, *The Principles and Practice of Islamic Banking & Finance, Third Edition*, Pearson Malaysia, 2007.
- Yatim (2009), Mohd. Nasir Mohd. Yatim and Amirul Hafiz Mohd. Nasir, *The Principles and Practice of Islamic Banking & Finance, Fourth Edition*, Pearson Malaysia, 2009.
- Yusoff (2002), Nik Mohamed Affandi Bin Nik Yusoff, *Islami & Business*, Pelanduk Publications, 2002.
- Venardos (2005), Angelo M. Venardos, *Islamic Banking & Finance in South-East Asia: Its Development Future*, World Scientific, 2005.

- Venardos (2007), Angelo M. Venardos, Islamic Banking & Finance in South-East Asia: Its Development Future 2nd Edition, World Scientific, 2007.
- Willsdon (2008), John Willsdon, "Islamic Finance," Accountants Today, April, 2008, pp.34-36.
- Zaidi (2006), Dr. Mohd Zaidi ed., Essence of Islam, Islamic Outreach ABIM, 2006.
- イスラム金融検討会 (2008)、イスラム金融検討会編『イスラム金融 仕組みと動向』日本経済新聞出版社、2008年。
- 市野 (2010)、市野初芳「マレーシアにおけるイスラム金融取引に係る所得税法の取り扱い」『地域分析 (愛知学院大学)』第48巻第2号、2010年3月、71-90頁。
- 井筒 (2009a)、井筒俊彦訳『コーラン (上)』岩波書店、2009年。
- 井筒 (2009b)、井筒俊彦訳『コーラン (中)』岩波書店、2009年。
- 井筒 (2009c)、井筒俊彦訳『コーラン (下)』岩波書店、2009年。
- 岩田 (2007)、岩田佳也「マレーシアにおけるイスラム金融の現状と発展の課題」『イスラム金融研究会』国際金融情報センター、2007年、19-28頁。
- 岩田 (2008)、岩田佳也「投資家の視点からみたイスラム金融」『証券アナリストジャーナル』第46巻第8号、2008年8月、49-57頁。
- 榎本 (2000)、榎本直樹「イスラム金融@マレーシア～金融界の風雲児～」『ファイナンス』第36巻第7号、2000年10月、28-33頁。
- オスマン (2017)、シャリザ・オスマン他 森林高志訳『イスラム金融の基礎 入門編』日本マレーシア協会、2017年。
- 内田 (2006)、内田通夫「沸騰するイスラム金融」『金融ビジネス』No.247、2000年夏、76-79頁。
- 門倉 (2008)、門倉貴史『イスラム金融入門 世界マネーの新潮流』幻冬舎、2008年。
- 北村他 (2008)、北村歳治・吉田悦章『現代のイスラム金融』日経BP社、2008年。
- 北村 (2009)、北村陽慈郎『イスラムマネーの奔流』講談社、2009年。
- 黒木 (2005)、黒木亮「急膨張 50兆円 イスラム金融の秘密」『プレジデント』Vol.43、No.20、2005年10月17日、156-159頁。
- 小杉他 (2006)、小杉泰・江川ひかり『イスラーム 社会生活・思想・歴史』新曜社、2006年。
- 小杉 (2008)、小杉泰『イスラムとは何か その宗教・社会・文化』講談社、2008年。
- 小杉他 (2008)、小杉泰・林佳世子・東長靖編『イスラム世界研究マニュアル』名古屋大学出版会、2008年。
- 小杉他 (2010)、小杉泰・長岡慎介『イスラム銀行 金融と国際経済』山川出版社、2010年。
- 木幡 (2007)、木幡幸広「イスラム金融会計基準の現状と今後の展開」『会計・監査ジャーナル』第624号 (7月)、130-134頁。
- 久野 (2020)、久野康成公認会計士事務所『マレーシアの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』TCG出版、2020年。
- 小杉他 (2010)、小杉泰・長岡慎介『イスラム銀行 金融と国際経済』山川出版社、2010年。
- 斎藤 (2015)、斎藤雅子『インドネシアの会計教育』中央経済社、2015年。
- 櫻井 (2008)、櫻井秀子『イスラム金融?贈与と交換、その共存のシステムを解く』新評論、

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

2008年。

- 新日本 (2015)、新日本有限責任監査法人編『インドネシアの会計・税務・法務 Q&A』税務経理協会、2015年。
- 新日本 (2020)、EY 新日本有限責任監査法人編『マレーシアの会計・税務・法務 Q&A』税務経理協会、2020年。
- 三田 (1983)、三田了一訳『聖クルアーン：日亜対訳注解』日本ムスリム教会、1983年。
- 塩尻他 (2004)、塩尻和子・池田美佐子『イスラムの生活を知る事典』東京堂出版、2004年。
- 四戸 (2008)、四戸潤弥「イスラムのリバー概念における売買と消費貸借」『シャリーア研究』第5号、2008年、25-43頁。
- 杉浦 (2017)、杉浦特行・竹内哲・埜晋『詳解インドネシアの法務・会計・税務』中央経済社。
- 田中 (1980)、田中壽雄「イスラム金融の本質 近代化の波とイスラム法との相克」『貿易と関税』Vol.28、No.3、1980年3月、48-51頁。
- 田中 (1985)、田中壽雄「イスラム金融とイスラム銀行 金利廃止を中心とするその特徴及び問題点」『貿易と関税』Vol.33、No.7、1985年7月、38-41頁。
- 田中 (1991)、田中壽雄「イスラム銀行の生成と諸問題」『経済経営論叢 (京都産業大学)』第26巻第3号、1991年12月、76-106頁。
- 立花 (2008)、立花亮「イスラム金融とその可能性」『法學研究 (慶應義塾大学)』第81巻第12号、2008年12月、323-345頁。
- 谷 (1986)、谷正則「イスラム銀行の実態 実践的イスラム金融の運営」『海外事情』第34巻第9号、1986年9月、28-40頁。
- ノルディン (2017)、サバリア・ノルディン他 岡野俊介訳『イスラム金融の基礎 金融市場編』日本マレーシア協会、2017年
- 土屋 (2009)、土屋幸久「イスラム会計の基底」『四天王寺大学紀要』第48号、2009年9月、35-56頁。
- 近沢 (1988a)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (1)」『高千穂論叢』昭和63年度(二)、1988年、1-28頁。
- 近沢 (1988b)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (2)」『高千穂論叢』昭和63年度(三)、1988年、55-85頁。
- 近沢 (1989a)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (3)」『高千穂論叢』Vol.24、No.1、1989年、1-31頁。
- 近沢 (1989b)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (4)」『高千穂論叢』Vol.24、No.2、1989年、33-70頁。
- 近沢 (1989c)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (5)」『高千穂論叢』Vol.24、No.3、1989年、17-52頁。
- 近沢 (1990)、近沢敏里「イスラミック・バンキング (7)」『高千穂論叢』Vol.25、No.1、1990年、39-71頁。
- 月岡 (2008)、月岡崇「日本法の下でのイスラム金融」『証券アナリストジャーナル』第46巻第8号、2008年8月、58-70頁。
- 土谷 (2009)、土谷幸久「イスラム会計の基底」『四天王寺大学紀要』第48号、2009年9月、

35-56 頁。

- 田中 (1991)、田中壽雄「イスラム銀行の生成と諸問題」『経済経営論叢 (京都産業大学)』第 26 巻第 3 号、1991 年 12 月、76-106 頁。
- 長岡 (2011)、長岡慎介「現代イスラム金融論」名古屋大学出版会、2011 年。
- 中川 (2005)、中川利香「マレーシアにおけるイスラム金融の現状と課題」『日本金融学会 2005 年度春季大会報告要旨』、2005 年 5 月 28 日、1-5 頁。
- 中川 (2009)、中川利香「マレーシアのイスラム金融」福田安志編『イスラム金融のグローバル化と各国の対応』アジア経済研究所、2009 年、91-107 頁。
- 永野 (2008)、永野護「資金調達手段としてのイスラム金融」『国際金融』No.1193、2008 年、24-30 頁。
- 糠谷 (2007a)、糠谷英輝『拡大するイスラム金融』蒼天社出版、2007 年。
- 糠谷 (2007b)、糠谷英輝『世界を席卷するイスラム金融』かんき出版、2007 年。
- 糠谷 (2008)、糠谷英輝『中東マネーとイスラム金融』同友館、2008 年。
- 平賀 (2006)、平賀正剛「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (1)」『経営学研究 (愛知学院大学)』第 16 巻第 1 号、2006 年、103-119 頁。
- 平賀 (2007a)、平賀正剛「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (2)」『経営学研究 (愛知学院大学)』第 16 巻第 3・4 号、2007 年、61-80 頁。
- 平賀 (2007b)、平賀正剛「マレーシアにみる発展途上国における会計基準の発展 (3)」『経営管理研究所紀要 (愛知学院大学)』第 14 号、2007 年、35-49 頁。
- 平松 (1992)、平松一夫監修『タイ・マレーシアの会計・開示制度』中央経済社、1992 年。
- 平松 (1998)、平松一夫他編『インドネシアの会計』中央経済社、1998 年。
- 福田 (2006)、福田安志「イスラム銀行の発展と銀行をめぐる問題 既存の体制との矛盾と高利回りへの志向」『イスラム世界』No.66、2006 年 3 月、74-96 頁。
- 福田 (2009)、福田安志『イスラム金融のグローバル化と各国の対応』アジア経済研究所、2009 年。
- 福島 (2002)、福島康博「マレーシアにおけるイスラム銀行制度 制度的枠組とパフォーマンス」『日本金融学会 2002 年度春季大会報告要旨』、2002 年、1-5 頁。
- 廣田 (2007)、廣田泰夫「拡大するイスラム金融市場の現状と課題」『国際金融』No.1175、2007 年 4 月、15-22 頁。
- 藤本 (2002a)、藤本勝次他訳『コーラン』中央公論新社、2002 年。
- 藤本 (2002b)、藤本勝次他訳『コーラン』中央公論新社、2002 年。
- 前田 (2008)、前田匡史『世界を動かすダイナミズム 詳解イスラム金融』亜紀書房、2008 年。
- 益田 (2008)、益田安良「存在感高まるイスラム金融 日本も無関係ではない時代に」『PH P Business Review』No.29、2008 年、72-78 頁。
- 町田 (2005)、町田宗鳳『すぐわかる世界の宗教』東京美術、2005 年。
- 水野 (2008)、水野護「資金調達手段としてのイスラム金融 微視的視座からの市場構造分析」『国際金融』第 1193 号、2008 年 10 月 1 日、24-30 頁。
- 宮崎 (2008)、宮崎哲也他『イスラム金融と政府系ファンドがわかる本』秀和システム、2008 年。

インドネシア・マレーシアにおけるイスラム会計

- 宮崎 (2001)、宮崎律『現代イスラムの潮流』集英社、2001年。
- 武藤 (2001)、武藤幸治「アジアに広がるイスラム金融」『ITI 季報』No.45、2001年秋、15-19頁。
- 武藤 (2005)、武藤幸治「急速に広がるイスラム金融市場」『季刊国際貿易と投資』No.62、2005年、112-131頁。
- 毛利 (2007)、毛利悟「イスラム金融のグローバル化と日本の課題」『国際金融』No.1182、2007年11月1日、8-13頁。
- 森 (2005)、森伸生「現代における実践的シャリーアの一形態ファトワの検証」『シャリーア研究』No.2、2005年、1-28頁。
- 吉田 (1980)、吉田光邦『イスラム 歴史と信仰』淡交社、1980年。
- 吉田 (2006)、吉田悦章「イスラム金融の現代的進展とわが国金融業界へのインプリケーション」『国際金融』第1160号、2006年2月15日、52-59頁。
- 吉田 (2007)、吉田悦章『イスラム金融入門』東洋経済新報社、2007年。
- 吉田 (2008a)、吉田悦章『イスラム金融はなぜ強い』光文社、2008年。
- 吉田 (2008b)、吉田悦章「イスラム資本市場の概要と要点」『証券アナリストジャーナル』第46巻第8号、2008年8月、37-48頁。
- 吉田 (2017)、吉田悦章『グローバル・イスラム金融論』ナカニシヤ出版、2017年。
- 吉野 (2002)、吉野文雄「イスラムの経済思想 - 無利子金融を中心に」『海外事情』Vol.50、No.3、2002年3月、32-51頁。
- 四戸 (2005)、四戸純弥「イスラーム法源の検討 アッラー (神) と法と、人間の法の境界線」『シャリーア研究』No.2、2005年、1-30頁。
- 四戸 (2005)、四戸純弥「クルアーンにおけるイスラムの意味 クルアーンに内在する他の宗教との対話の可能性について」『シャリーア研究』No.3、2005年、1-16頁。
- 四戸 (2008)、四戸純弥「イスラームのリバー概念における売買と消費貸借」『シャリーア研究』No.5、2008年、25-43頁。

本研究は2020年度 JSPS 科研費 JP17K04079 の助成を受けたものです。